

令和7年度 子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について

令和8年7月29日（水）
令和8年度第1回子ども・子育て会議 資料③-2

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

(1)切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

産後の母体ケアや乳児の日常的な世話（おむつ交換、げっぷの仕方、抱っこの仕方など）に関する父親をはじめとした家族の意識とスキルを高める家族支援が必要です。また、乳幼児の発達に大切なこどもとの関わり方など、病院・保健師・助産師からの専門的な技術や知識が求められる内容については、啓発や情報提供、個別相談の強化を図ることも必要です。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
1	母子健康手帳の発行		○妊産婦の健康を守り、こどもの健康と健全な発育を守るために母子健康手帳を発行します。 ○妊娠届出時に、保健師・助産師による妊婦本人との面談を実施し、健康管理の充実を図るとともに、安心してこどもを産み育てられるよう、健康教育・相談事業などを実施します。 ○妊娠期から生活習慣の見直しを図り、健康管理の大切さを意識付けられるよう取り組みます。	健康課	B	発行数：713冊 母子保健コーディネーター（助産師、保健師）による全数面談を実施し、妊娠期の健康管理や生活習慣、出産に向けた準備等ニーズに応じた情報提供を行った。	引続き全数面談を継続し、安心して妊娠期から出産まで過ごすことができるよう支援する。
2	母子保健推進員・母子愛育班の育成・支援		○母子保健推進員による妊婦訪問や子育て支援、また母子愛育班による地域の特性に応じた活動などを推進し、社会全体でこどもの健やかな成長を見守り、子育て中の親を孤立させない地域づくりを推進します。	健康課	B	母子保健推進員数：79人 愛育班員数：181人 母子保健推進員：妊婦面談や子育て支援事業の場での声かけ、地域の母子保健サービス等の情報提供を行い、妊娠期から地域の身近な支援者として積極的な活動を行った。 母子愛育班：地域の特性に応じて子育て支援や健康づくりに関する活動を行った。	地域の身近な支援者として、妊産婦やその家族への見守り・声かけを行うことで、保護者と地域をつなげる活動ができるよう支援する。

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

(1)切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

産後の母体ケアや乳児の日常的な世話（おむつ交換、げっぷの仕方、抱っこの仕方など）に関する父親をはじめとした家族の意識とスキルを高める家族支援が必要です。また、乳幼児の発達に大切なこどもとの関わり方など、病院・保健師・助産師からの専門的な技術や知識が求められる内容については、啓発や情報提供、個別相談の強化を図ることも必要です。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
3	妊娠期からの生活習慣病予防（禁煙対策）		○妊産婦やこども及びその家族の健康を守るために禁煙等について推進します。妊娠期から喫煙による悪影響や良い生活習慣づくりについて啓発を行い、家族ぐるみで主体的に健康づくりに取り組めるよう働きかけます。 ○地区組織や母子保健推進員と連携することで、各地域での効果的な取組を推進します。	健康課	B	妊娠届出数：706件 マイナス1歳から始まる子育て講座：322人 《喫煙率》 母子手帳発行時 妊婦1.1% 夫またはパートナー37.5% 3か月児健診 母5.6% 父32.7% 1歳6か月児健診 母9.8% 父31.4% 3歳児健診 母9.7% 父32.3% 妊娠届出時やマイナス1歳から始まる子育て講座等の機会を通して、喫煙が母体や胎児に及ぼす健康への影響について説明し、禁煙を含めた望ましい生活習慣の形成に向けた啓発を行った。妊娠届出時の母の喫煙率は昨年度と比較し低下している。	妊娠期から妊婦やその家族の生活習慣病予防（飲酒・喫煙）について健康相談・健康教育等を行い、知識の普及啓発に努める。
4	妊婦等包括相談支援事業		地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業) (17)に記載				
5	産後ケア事業		地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業) (19)に記載				

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

(1)切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

産後の母体ケアや乳児の日常的な世話（おむつ交換、げっぷの仕方、抱っこの仕方など）に関する父親をはじめとした家族の意識とスキルを高める家族支援が必要です。また、乳幼児の発達に大切なこどもとの関わり方など、病院・保健師・助産師からの専門的な技術や知識が求められる内容については、啓発や情報提供、個別相談の強化を図ることも必要です。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
6	妊産婦・乳幼児健康診査		○妊産婦の心身の健康管理を図るため、妊産婦健康診査及び保健指導を実施し、妊娠から産後まで安全・安心に過ごせるよう支援します。 ○乳幼児健診を通して乳幼児の健康状態や発達を確認し、個々の状況に応じた育児・発達等に関する相談や情報提供など、安心して育児ができるように支援します。	健康課	B	妊婦健診：8,457件 産婦健診：1,340件 1か月児健診：651件 乳児健診：482件 3～4か月児健診：669件 1歳6か月児健診：715件 3歳児健診：863件 妊娠届け出時や妊娠8カ月面談、赤ちゃん訪問等の機会を通じて妊婦健診や乳幼児健診の必要性を説明し受診勧奨を行った。また結果を確認し、母子が心身ともに健康に過ごせるよう保健指導や相談対応を行った。	妊婦や保護者が妊婦健診や乳幼児健診を受診し、健康状態や発育・発達を確認しながら、安心して妊娠・出産・育児ができるよう継続支援していく。
7	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）		地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業) (6)に記載				
8	養育支援訪問事業	ひ	地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業) (10)に記載				
9	妊産婦・乳幼児相談・健康教育		○母子健康手帳発行時やマイナス1歳から始まる子育て講座、ウェルカム広場などにおいて、妊娠、出産、子育て、健康づくりについての相談や情報提供を行うことにより、妊産婦や父親、乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援します。 ○こどもの病気の予防と早期発見のため、乳幼児の発達段階に応じた保健指導、健康診査や予防接種の情報提供などを行い、育児支援を行います。	健康課	B	マイナス1歳から始まる子育て講座：322人(延人数) ウェルカム広場：2,574人(延人数) 助産師相談：159人(延人数) 各種事業や相談の機会を活用し、保健師・栄養士・助産師・歯科衛生士等の専門職が健康教育および個別相談を実施した。	妊娠・出産・育児の各期において相談事業や情報提供することにより父親を含めた保護者やその家族の不安が軽減できるよう支援する。

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

(1)切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

産後の母体ケアや乳児の日常的な世話（おむつ交換、げっぷの仕方、抱っこの仕方など）に関する父親をはじめとした家族の意識とスキルを高める家族支援が必要です。また、乳幼児の発達に大切なこどもとの関わり方など、病院・保健師・助産師からの専門的な技術や知識が求められる内容については、啓発や情報提供、個別相談の強化を図ることも必要です。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
10	予防接種		○BCG・五種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ・ヒブ）・MR（麻しん風しん混合）・日本脳炎・小児肺炎球菌・B型肝炎・ロタ・水痘などの各種予防接種を実施します。 ○対象期間内に必要な予防接種を受けることができるように、個別通知及び保育所（園）、幼稚園、小学校等を通じて周知・勧奨に努めます。	健康課	B	ロタ：1,408件 BCG：670件 四種混合：218件 五種混合：2,674件 B型肝炎：1,992件 MR（麻しん風しん混合）：1,454件 日本脳炎：3,425件 ヒブ：46件 肺炎球菌：2,657件 水痘：1,260件 各種予防接種の接種者数は令和6年度と同等であった。接種機会が得られやすい夏休み前に接種勧奨を実施した。	各種予防接種の接種率向上に向け、適切な時期に対象者に接種勧奨の実施を行う。
11	乳幼児の事故防止		○子育て安全チェックリストの配布や健康教育などを通じて、予期せず起こりやすい事故とその予防法、事故時の対処法など、乳幼児の事故防止の啓発を行います。	健康課	B	赤ちゃん訪問：683件 3か月児健診：689件 1歳6か月児健診：726件 3歳児健診：871件 家庭訪問や各種健診時などに発達段階に応じたチェックリストや啓発資料を配布、周知を行った。	引き続き乳幼児期の月齢に応じた事故予防の普及・啓発するとともに、状況に応じて個別指導を行う。
12	小児医療		○妊婦や小児の医療に関する情報提供や、必要に応じて医療機関と相互に連絡を取り合い、ケース会を開くなど、医療と保健の両側から支援できるよう医療機関などと連携し、その充実を図ります。 ○県と連携しながら小児医療体制の維持に努めます。	健康課	B	医療機関からの未熟児連絡票受理：45件(延件数) ハイリスク妊産婦受理：140件(延件数) ハイリスク妊産婦や未熟児養育医療対象児等、支援が必要な妊産婦および乳児について、関係機関と情報共有を行うとともにケース会議等を開催し、連携を図りながら支援を実施した。	必要に応じて医療機関と連携を取りながら支援していく。

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

(1)切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

産後の母体ケアや乳児の日常的な世話（おむつ交換、げっぷの仕方、抱っこの仕方など）に関する父親をはじめとした家族の意識とスキルを高める家族支援が必要です。また、乳幼児の発達に大切なこどもとの関わり方など、病院・保健師・助産師からの専門的な技術や知識が求められる内容については、啓発や情報提供、個別相談の強化を図ることも必要です。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
13	歯科保健		○市内の委託歯科医療機関における妊婦を対象とした歯科検診、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時に歯科健康診査や歯科衛生士による集団指導を実施します。 ○年に1回、歯と口の健康週間まつりを開催しており、これらを通じ、むし歯予防など歯科保健についての意識醸成に努めます。妊婦歯科健診をはじめ、各種健診の受診率の向上に努めます。	健康課	B	受診者数：336人 受診率：46.5% 妊娠届け出時、妊娠8カ月面談、子育て講座等の機会を通して、妊婦歯科健康診査受診の必要性を説明し、受診勧奨を行った。	受診率向上に向けて、妊娠期から機会を通じて口腔健康管理の重要性について普及・啓発していく。

令和7年度 子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

(2)相談支援・情報提供

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

子育て支援や学校情報、イベント情報など、保護者が必要な情報を得られていない状況があり、こうした支援を必要としている人に必要な情報が届くよう取り組んでいく必要があります。また、保護者自身のストレスや問題に対処するための支援が不足しており、病児保育や父親学級などの具体的なサービスの提供体制の拡充と周知が求められます。さらに、予約なしで気軽に利用できる相談窓口や、デジタルツール（チャットやSNS など）を通じて24時間対応可能な相談窓口など、ニーズへの対応も検討していくことが求められます。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
14	利用者支援事業（こども家庭センター型）	ひ若	地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業) (1)に記載				
15	利用者支援事業（基本型）	ひ若	地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業) (1)に記載				
16	子育て支援情報ホームページの運営		○子育て情報誌「まるがめ子育て情報MAP」、子育て情報サイト「みてねっと」、ホームページ、広報紙などを印象に残るよう工夫しながら活用して、子育てに関する情報を継続的に提供し、接触の機会がない家庭に対しても効果的に情報提供できるよう努めます。	子育て支援課	A	みてねっと情報配信：1,214件 まるちゅーぶ配信：8件 YouTubeにて子育て情報配信チャンネル「まるちゅーぶ」を開設し、月1回の動画配信を開始した。	子育て関連施設や、市の窓口等で「まるちゅーぶ」のPRを行い、認知度向上に取り組む。
17	子育てアプリ「子育てナビ『まるLouLou（るる）』」		○子育てナビ「まるLouLou（るる）」は、保護者が必要な情報を得られるよう、保護者のニーズに合わせた情報発信や機能の充実を図り、利用促進に努めます。	健康課	B	閲覧数：145,707回（登録者数：1,619人） 子育てアプリ「まるLouLou」のダウンロード数は年々増えてきており、市民の認知度も高まっている。また、アプリを通じて検診や予防接種、イベント情報等子育て世帯向けの情報を適時配信しており、利用者の利便性だけでなく育児支援の充実にもつながっている。	電子版母子健康手帳導入に伴い、子育てアプリ「まるLouLou」が母子手帳アプリにリニューアルされる。「まるLouLou」利用者が円滑に母子手帳アプリに移行できるよう分かりやすい周知・案内が必要。また、母子手帳アプリ利用者がアプリを十分活用できるよう、操作方法や活用方法に関する情報提供を行う。

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

(2)相談支援・情報提供

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

子育て支援や学校情報、イベント情報など、保護者が必要な情報を得られていない状況があり、こうした支援を必要としている人に必要な情報が届くよう取り組んでいく必要があります。また、保護者自身のストレスや問題に対処するための支援が不足しており、病児保育や父親学級などの具体的なサービスの提供体制の拡充と周知が求められます。さらに、予約なしで気軽に利用できる相談窓口や、デジタルツール（チャットやSNS など）を通じて24時間対応可能な相談窓口など、ニーズへの対応も検討していくことが求められます。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
18	子育て支援 サービス相談 支援	ひ	○転入や出生をはじめ、各種手続のため来所した子育て家庭に対し、市内の子育て支援情報等を提供するほか、必要と思われるサービスの説明を行い、支援を必要とする家庭に対し、母子・父子自立支援員や各関係機関につながります。	子育て支援課 ほか	B	母子父子自立支援員の相談者数：149人 各種相談への対応を通じて、保護者の不安や負担の軽減を図るとともに、必要なサービスにつなぐことで子育て環境が向上している。	多様化・複雑化する相談内容に対応するための相談体制の充実を図り、制度・窓口の周知向上による利用促進に努める。

令和7年度 子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

(3)地域における多様な保育ニーズ等への対応

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

年度途中からの保育所（園）への入所ニーズに対応できる保育士が確保できておらず、低年齢児を中心に待機児童が発生しており、保育士の確保が課題となっています。令和8年度から始まる、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度「こども誰でも通園制度」への対応も必要です。

また、長期休業中に利用できる預け場所の設置、青い鳥教室以外に放課後の預け場所を増設することが求められています。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
19	待機児童の解消		○待機児童の発生原因の一つが保育士不足という現状を踏まえ、保育士養成施設へ通う学生への修学資金等貸付により保育士としての就業意欲の醸成を図り、新卒保育士や潜在保育士への就職準備金貸付により就業を支援し、保育士確保に努めます。 ○働く場としての魅力を感じてもらえるよう、SNSを活用した情報発信や保育施設バスツアーの実施を継続します。 ○ICT化推進やメンタルヘルスの実施により職員の負担を軽減し、離職防止に努めます。 ○私立園に対しては保育士人件費補助による処遇改善、保育支援者への人件費補助などを通じて支援を行い、公立園については、様々な角度から働き方改革を進め、離職防止に努めます。	幼保運営課	B	待機児童数 R7.4.1時点：0人 R7.10.1時点：21人 就職準備金貸付：27件 修学資金貸付：39件 返済免除：17人 修学資金等貸付について、養成校関係者・学生に対し周知に努めた。働く場の魅力発信としてバスツアーのほか、中学生を対象にした地元企業説明会に出展した。また、私立園に対する人件費補助を実施するとともに、公立園ではICT化により書類作成の簡素化や新規採用職員のメンタルケアを目的とした相談事業を実施するなど離職防止に努めた。	引き続き、保育士確保及び離職防止を図り待機児童の解消に努める。
20	乳児保育事業		○保護者の就労事情などによる保育ニーズに対応するため、0歳児からの保育を実施します。	幼保運営課	B	実施施設：19施設 令和7年度に新たに小規模保育事業者が開設され、受入れが拡大した。	令和8年度に民間保育所が開園し、0歳児保育を実施する施設が増加する。今後も多様な保育ニーズに対応していく。
21	延長保育事業		地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業) (5)に記載				
22	一時預かり事業	ひ	地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業) (7)に記載				

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

(3)地域における多様な保育ニーズ等への対応

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

年度途中からの保育所（園）への入所ニーズに対応できる保育士が確保できておらず、低年齢児を中心に待機児童が発生しており、保育士の確保が課題となっています。令和8年度から始まる、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度「子ども誰でも通園制度」への対応も必要です。

また、長期休業中に利用できる預け場所の設置、青い鳥教室以外に放課後の預け場所を増設することが求められています。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
23	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	ひ	地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業)（2）に記載				
24	子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）	ひ	地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業)（4）に記載				
25	病児保育事業		地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業)（11）に記載				
26	子育て世帯訪問支援事業（ホームヘルプサービス）	ひ	地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業)（14）に記載				
27	医療的ケア児受入支援事業		○定められた医療的ケアが必要な3歳児クラス以上の幼児及び小・中学校に通う児童・生徒に対し、医師の指示に基づき医療的ケアを実施し、保育・教育における支援を行います。	幼保運営課 学校教育課	B	就学前：4名　小学校：3名	（幼保運営課） 引き続き、医療的ケアが必要な児童に対し、保護者と連携のもと積極的に対応する。 （学校教育課） 医療的ケアが必要な幼児・児童の増加が見込まれるため、事前準備等を含め幼保運営課との連携をより密に行う必要がある。
						（幼保運営課） 巡回方式による医療的行為の実施により、医療的ケア児が安心して園生活を過ごせるように努めた。 （学校教育課） 幼児・児童の持つ疾患や特性に応じて医療的ケアを実施した。必要に応じて関係者会を開催し、問題解決に努めた。	
28	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園）		地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業)（18）に記載				

令和7年度 子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

(4)児童虐待防止対策

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

支援が必要な家庭に対して、親からのアクションを待つのではなく、家庭児童相談員等が積極的に電話や家庭訪問を行うことにより虐待を減らす可能性があるという意見があり、家庭への支援方法として、家庭児童相談員等による定期的な接触を通じた効果的な虐待防止策について検討していくことが求められています。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
29	人権教育・啓発		○講演会や研修会の実施・広報紙などにより、こども一人ひとりの人権が守られるよう人権啓発活動を行い、次代を担うこどもが安心して健やかに成長できる社会づくりを進めます。 ○こどもの人権を大切に、多様な個性や、家庭の背景も含めた一人ひとりの育ちをしっかりと認めながら、幼稚園・保育所（園）・認定こども園や小・中学校での、豊かな生活経験を通して、心身の健やかな成長、発達を図るほか、こどもたちに自己肯定感が育まれるよう、日々の保育や授業等での関わりを模索し、実践します。	人権課 幼保運営課 学校教育課	B	共に伸びるアンケート：年間1回 丸亀市幼児教育ブロック会：年間1回 （人権課） 講演会の実施等により保護者や地域の大人への啓発を行った。 （幼保運営課） 積極的に人権研修に参加し、職員の人権意識向上に努めるとともに、各施設において一人ひとりの人権を大切にする教育・保育を実践した。 （学校教育課） 「共に伸びるアンケート」の結果から自尊感情が高まるような活動、こどもたちのよさを価値づける取組が成果につながっていると考える。	（人権課） インターネットによる人権侵害の加害者にも被害者にもならないための啓発を行う。 （幼保運営課） こどもたちの最善の利益につながるよう、引き続き人権意識が向上に努める。 （学校教育課） 小・中学校での、豊かな生活経験を通して、心身の健やかな成長、発達を図るほか、こどもたちに自己肯定感がさらに育まれるよう、日々の保育や授業等での関わりを模索する。
30	利用者支援事業（こども家庭センター型）（再掲）	ひ若	基本目標1-(2)相談支援・情報提供 No.14 と同事業				
31	利用者支援事業（基本型）（再掲）	ひ若	基本目標1-(2)相談支援・情報提供 No.15 と同事業				

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

(4)児童虐待防止対策

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

支援が必要な家庭に対して、親からのアクションを待つのではなく、家庭児童相談員等が積極的に電話や家庭訪問を行うことにより虐待を減らす可能性があるという意見があり、家庭への支援方法として、家庭児童相談員等による定期的な接触を通じた効果的な虐待防止策について検討していくことが求められています。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
32	心の健康づくりと仲間づくり		〇こころの健康相談の開催や母子愛育班、母子保健推進員などと協力するとともに、地域の子育て支援者とも連携を図り、地域の中で親子が孤立しないよう支援します。	健康課	B	相談延件数：11件 子育て支援課の親と子のこころ相談につなぎ、相談や訪問を実施。ウエルカム広場や各教室等では仲間づくりができるよう声掛けを行った。	妊娠期からの支援を通じ、気軽に相談してもらえる関係を築き、支援者不足等が見込まれる家庭には、産後早期に赤ちゃん訪問を実施しメンタル不調の有無をキャッチする。必要時こころ相談へつなぎ保護者が孤立しないように支援する。
33	要保護児童対策地域協議会	若	〇虐待を受けたこどもをはじめとする要保護児童等に関する必要な情報の交換や支援を行うために支援関係機関で協議を行います。 〇香川県西部子ども相談センターや香川県子ども女性相談センターをはじめ、主任児童委員、福祉推進委員などの福祉関係者、保健、医療、教育、警察などとの綿密な連携のもと、要保護児童対策地域協議会の効率的な運営を図り、引き続き児童虐待の発生予防・早期発見に努めるとともに、ケースに応じて継続的で一体的な支援を行います。さらに、特定妊婦への支援等、妊娠期からの切れ目ない支援を進めていきます。 〇児童虐待防止を推進するため、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」などの相談窓口の周知に努めます。その他、様々な方法で普及啓発を行うとともに、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業等の機会を通じて、虐待防止の普及啓発や養育支援を必要とするこども等の早期把握・支援に努めます。	子育て支援課	B	代表者会議：1回 実務者会議：12回 個別ケース会議：40回 要保護児童対策地域協議会実務者会議、ケース会議などの開催により、関係機関と連携し、適切な支援の検討、実施ができた。令和7年度からは特定妊婦も支援対象ケースとして取り扱い検討した。189の周知啓発など児童虐待防止啓発に関する新規の取り組みとして、学校や市職員への啓発や、健康課が実施する1歳6か月児健診、3歳児健診の保護者に対する啓発を実施し、早期発見、未然防止について取り組んだ。	「189」の周知啓発など児童虐待防止啓発について、学校との連携を強化し、小学校・中学校児童、保護者への周知啓発についての検討が必要である。

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

(4)児童虐待防止対策

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

支援が必要な家庭に対して、親からのアクションを待つのではなく、家庭児童相談員等が積極的に電話や家庭訪問を行うことにより虐待を減らす可能性があるという意見があり、家庭への支援方法として、家庭児童相談員等による定期的な接触を通じた効果的な虐待防止策について検討していくことが求められています。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
34	オレンジリボンキャンペーン	若	○児童虐待（身体的・心理的・ネグレクト・性的）防止のメッセージを込めたオレンジリボンをシンボルマークに、児童虐待防止に係る啓発活動を行うものです。児童虐待防止推進月間である11月にその取組を強化していますが、児童虐待防止に係る普及啓発活動は通年で実施します。	子育て支援課	B	丸亀城オレンジライトアップ：年1回 189等虐待防止啓発グッズ、チラシの配布数：13,420枚 （主な内訳） 街頭キャンペーン：市内4か所・1,000個 幼稚園・保育所・こども園保護者：年2回・9,460枚 市職員・学校等：1,400個 1歳6か月児健診、3歳児健診保護者：940枚 子育てフェスタ・健康フェスタ：500セット 11月児童虐待防止推進月間の取り組みに加えて、子育て支援課窓口での周知啓発や、健康課と連携し健診対象児の保護者への周知啓発など、年間を通した周知啓発について検討し、取り組むことができました。	「189」の周知啓発など児童虐待防止啓発について、学校との連携を強化し、小学校・中学校児童、保護者への周知啓発についての検討が必要である。

令和7年度 子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

(5)家庭の教育力の向上

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

年齢に応じた家庭教育のあり方や、親育ち、祖父母育ちの知識とノウハウを提供する子育て講座を一般家庭向けに開催することで、保護者の子育て支援を充実させていく必要があります。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
35	家庭教育講座		○教育・保育施設や小・中学校に通うこどもの保護者を対象にした家庭教育講座の実施や、こどもに関わる大人に学びの場を提供することで、こどもの成長について理解を深めたり、自身の抱える課題を共有したりして解決へ導きます。 ○ワークショップを取り入れ、保護者同士で学びを共有することができるような講座など、保護者の教育力を高めるため、こどもの成長や子育てに関する知識、技術が学べる講座を開催し、こどもの成長や子育てについて理解を深めます。 ○講座に参加することによって、こどもを育てる中で抱えている課題を共有し、解決につなげていきます。 ○保護者や各施設のニーズにあった講師や内容の講座を開催することができるよう、新しい講師人材の発掘を行うとともに、日数の増加を調整します。	まなび文化課	B	子育て学習会：39回 1,442人 家庭教育セミナー：1回・68人(動画配信視聴回数629回) 家庭教育講座：13回 579人 中学生までの保護者を対象に、学校園の行事に合わせた家庭教育講座等を実施し、子育て不安の軽減と孤立防止を目的に学びと交流の機会を提供することができた。保護者のニーズを把握し講座内容を充実させるため、参加者アンケートを実施し、結果を学校園と共有した。	令和8年度は、アンケート結果を踏まえた講座内容の見直しを行い、ニーズに応じた学習機会の提供と保護者の参加促進に取り組む必要がある。

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

(5)家庭の教育力の向上

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

年齢に応じた家庭教育のあり方や、親育ち、祖父母育ちの知識とノウハウを提供する子育て講座を一般家庭向けに開催することで、保護者の子育て支援を充実させていく必要があります。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
36	PTAとの連携		○共通課題（小・中学生のスマートフォン等適正な利用など）について、情報交換を活発に行い、協働して課題解決に取り組みます。 ○家庭の教育力を高めるため、こどもの成長や子育てに関する知識、技術が学べる講座を開催し、こどもの成長や子育てについて理解を深めます。 ○講座に参加することによって、こどもを育てる中で抱えている課題を共有し、解決につなげていきます。希望する講座が受講できるよう、日数の増加を調整します。	学校教育課	B	市P連合研修会：1回 市P連母親代表者会：1回目32名 2回目26名 県ネット指導員学習会：7回 市P連 PTAあり方研修会：50名 現代の共通課題（スマホの利用）に対して、多くの保護者に継続した意識づけができています。より多くの家庭が学びを深められるよう、柔軟に課題に取り組み、参加しやすい場をつくるのができています。 PTAの在り方が大きく取り上げられ大きな課題となっている現在、「あり方研修会」を開催し、保護者はもとより、学校からも参加があり、共に考える貴重な場を設けることができました。	共通課題は変化が早く、それに応じた継続的な情報交換や対策が必要と思われる。研修会に参加しやすい携帯（オンライン研修も含め）の工夫が必要である。時代とともに変化する子育ての悩みに寄り添い、ニーズに沿ったテーマを取り上げていくことが課題である。 PTAの担い手不足、研修会等への参加者の減少がPTAの大きな課題である。PTA組織を維持し、従来の活動を継続していくのが難しくなっている中、活動内容を見直し、学校・地域、行政とつながり続け、多くの人が無理なく参加できる持続可能な組織づくりが重要である。
37	子ども講座		○親子の触れ合いやものづくり体験に主眼を置き、知識や技能の習得に加え、新たな仲間づくりの機会を提供します。 ○こどもたちの知識や技能の向上を図るため、ニーズに合った講座を増やし、講座を通して様々なことに興味・関心を持てるような内容を検討します。	まなび文化課	B	市民学級：6講座（84人） 金融教育・工作教室・科学体験・絵画教室・料理教室などの体験を中心とした講座を実施し、知識や技能の習得とともに親子のふれあいや新たな仲間づくりの機会を提供した。	講座内容が毎年同様の内容にとどまっているため、こどもの興味・関心を高めるための内容の見直しと、ニーズに応じた講座の充実が必要である。
38	地域子育て支援拠点事業		地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業) (3)に記載				

令和7年度 子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

(6)経済的支援

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

長く続く物価高騰の影響を受け、生活必需品の支給などによる支援が求められています。また、こどもたちの教育支援の拡充について要望があります。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
39	こども医療費 助成制度	ひ	○18歳到達後の最初の3月31日までのこどもに対して、入院・外来ともに健康保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成するなど、負担軽減を図ります。	子育て支援課	B	受診件数：295,805件 医療費の負担を軽減し、必要な受診機会の確保および子育て世帯の安心感へ寄与している。	制度の周知・啓発に努める。
40	児童手当	ひ	○子育て家庭（18歳到達後の最初の3月31日までのこどもを養育する家庭）に対して手当を支給しています。	子育て支援課	B	児童数：189,764人 継続的な現金給付により子育て世帯の基礎的な経済支援をしている。	制度の周知・啓発に努める。
41	こうのとりの 支援事業		○不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた夫婦に対して治療費の一部を助成し、負担軽減を図ります。制度の周知・啓発を行い、利用促進に努めます。	健康課	B	申請延べ件数：130件 総事業費：8,650,606円 助成により経済的な負担軽減につながり、安心して治療を受けられる環境づくりに寄与している。	助成額等の変更のある中でも、円滑に手続きを行う。

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

(6)経済的支援

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

長く続く物価高騰の影響を受け、生活必需品の支給などによる支援が求められています。また、こどもたちの教育支援の拡充について要望があります。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
42	給食費の無償化		○子育て世帯の負担軽減や食育の推進のため、3歳から15歳までの給食費無償化を継続します。	幼保運営課 学校給食センター	B	無償化対象者数(学校給食を除く就学前教育・保育施設)：2,288人 上限：月額7,970円 無償化対象者数(学校給食)：8,910人 補助金申請件数：35件 (幼保運営課) 就学前教育・保育施設は令和元年10月から給食費無償化を実施している。 (学校給食センター) 学校は令和4年12月から給食費無償化を継続している。 また、アレルギー等により弁当を持参している園児・児童・生徒や、支援学校に通う児童・生徒に対して給食費支援補助金の支給を行っている。	(幼保運営課・学校給食センター)引き続き無償化を継続していく。
43	多子世帯出産祝金支給事業	ひ	○多子世帯の3人目以降のこどもの出産祝金を支給し、多子世帯の子育て費用の負担軽減を図ります。	子育て支援課	B	支給数：122人 多子世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、出産・子育てに対する安心感をもたらすことに寄与している。	一時的な給付にとどまるため、継続的な支援との連携や効果に努める。
44	ハッピーファーストバースデー事業	ひ	○こどもの1歳の誕生日に、おむつなどの育児用品の入った「ファーストバースデーセット」を子育て経験のある配達員が自宅に届け、経済的な支援と相談を行います。	子育て支援課	B	利用件数：562件 対象家庭のうち79%から申し込みがあり、支援を行った。	制度の普及に努め、申込件数を増やして支援の割合を100%に近づけていく。

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

(6)経済的支援

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

長く続く物価高騰の影響を受け、生活必需品の支給などによる支援が求められています。また、こどもたちの教育支援の拡充について要望があります。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
45	子育て応援育児用品貸出事業	ひ	○乳幼児の保護者・養育者に対し、子育て用品を無償で貸出しすることにより、乳幼児の健全育成支援及び子育て家庭の経済的な負担軽減を図ります。	子育て支援課	B	貸出件数：1,441件 常に在庫がある状態にし、申請があったすべての人に貸し出しをすることができた。	子育て家庭の経済的な負担軽減のため、引き続き周知を行う。
46	奨学金返還支援事業	若	○大学等の在学中に借り入れた奨学金の返還額の一部を補助し、経済的な負担軽減を図ります。	政策課	B	補助金交付件数：新規59件、継続75件 市HP、広報紙、LINEを活用した周知や、オンライン申請の活用により利用促進に努めた。	申請数の伸び悩みが課題であるため、対象者に効果的に情報が届くよう周知広報を強化し、若い世代の経済的負担軽減を図るとともに、流出抑制や移住・定住の促進につなげる。

令和7年度 子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

(7)配慮が必要な家庭への支援

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

ひとり親世帯に対する子育て・生活支援、学習支援などの総合的な自立支援を行っていく必要があります。また、今後、増えることが予想される外国にルーツを持つこどもやその保護者に対して適切な支援を行っていくことが求められます。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
47	ひとり親家庭等医療費助成制度	ひ	○ひとり親家庭などにおける母又は父と扶養されている18歳到達後の最初の3月31日まで（中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで）のこどもに対して、健康保険診療にかかる医療費の自己負担部分を助成し、負担軽減を図ります。	子育て支援課	B	受診件数：45,574件 ひとり親家庭の医療負担軽減によりこどもの健康維持に貢献している。	制度の周知・啓発に努める。
48	保育料の軽減	ひ	○多子家庭やひとり親家庭、低所得家庭に対して保育料を軽減し、子育て家庭における経済的な負担を緩和します。	幼保運営課	B	第3子保育料免除人数：732人 家庭状況に応じて保育料を軽減している。	引き続き、家庭状況に応じ保育料を軽減する。
49	就学奨励費支給制度	ひ	○経済的な理由により、小・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費などの一部又は全額を支給し、負担軽減を図ります。関係各課や小・中学校との連携、制度の周知・啓発を行い、利用促進に努めます。	教)総務課	B	申請件数：1,500件 入学説明会等の機会を利用し、制度の周知に努めた。	引き続き学校や子育て支援課と連携し、制度の周知を行い、支援が必要な家庭に情報がいきわたるよう努める。
50	丸亀市片岡給付型奨学金制度	ひ	○修学意欲はあるが経済的理由で大学又は短大への修学が困難な本市の学生に対し、修学費用の一部を給付します。関係機関と連携し、制度の周知・啓発を行い、利用促進に努めます。	教)総務課	B	奨学生選定人数：8名 関係機関と連携し、制度の周知に努め、奨学金の給付につなげた。	制度の周知・啓発を行うことにより、支援が必要な方への申請を促進し、将来を担う人材の育成に努める。
51	丸亀市入学金貸付制度	ひ	○向学心旺盛であるが経済的理由で高校・大学等への入学金の支払が困難な方に入学金の一部を貸し付けます。関係機関と連携し、制度の周知・啓発を行い、利用促進に努めます。	教)総務課	B	貸付実行件数：2件 関係機関との連携により、制度の周知啓発に努め、必要とする方への貸し付けにつなげた。	引き続き制度の周知・啓発を行うことにより、支援が必要な方への利用を促進する。

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

(7)配慮が必要な家庭への支援

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

ひとり親世帯に対する子育て・生活支援、学習支援などの総合的な自立支援を行っていく必要があります。また、今後、増えることが予想される外国にルーツを持つこどもやその保護者に対して適切な支援を行っていくことが求められます。

No.	推進事業名	関連計画	具体的な事業内容		進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
			事業の内容	担当課			
52	つながりの場 づくり支援事 業	ひ	○こどもが社会的孤立に陥らないよう、こどもの居場所づくりなどこどもと支援を結ぶつながりの場をつくり、こども食堂やフードパントリー等、学習支援、相談対応を行います。	子育て支援課	B	設置個所数：3か所 支援物資の配布、学習支援等を通して安心ができるこどもの居場所を提供することができ、支援が必要な家庭に対しては、こども家庭センターと連携を取り、個別に対応を行った。	こども家庭センターと連携し、情報共有を行い、より支援が必要な家庭と支援を結びつける。
53	児童育成支援 拠点事業（こ ども第3の居 場所）	ひ	地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業) (15)に記載				
54	こども食堂	ひ	○こどもの孤食を減らし、社会的に孤立しないよう、地域に居場所をつくり、人とつながることで、安心して過ごせる場所を提供します。	子育て支援課	B	設置個所数：10か所 定期的なネットワーク会議を開催し、多機関との連携が図れるよう支援を行った。	運営団体との情報共有を行い、こども達が安心して過ごせる居場所の提供を行う。
55	児童扶養手当	ひ	○ひとり親家庭等の状態にあって、18歳到達後の最初の3月31日まで（中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで）の児童を養育している方に手当を支給（所得制限あり）します。	子育て支援課	B	受給者数：977人 全停者数：366人 合計：1,343人 ひとり親家庭の生活の安定を図るとともに、所得に応じた支援により制度の公平性が確保している。	制度の周知・啓発に努める。
56	ひとり親家庭 自立支援	ひ	○ひとり親家庭などについて、自立を目的とした相談指導や情報提供をはじめ、経済的自立と生活意欲の助長を目的とした資金の貸付、経済的自立に効果の高い資格を取得する場合の経費の一部支給などを行います。 ○国の基本方針などに即して、生活支援、就業支援、経済的支援を行い、総合的な自立支援を推進します。	子育て支援課	B	高等職業訓練：5人 自立支援教育訓練：3人 就業支援により自立促進になる、資格取得支援により収入向上につながる可能性がある。	制度の周知・啓発に努め子育てと就労の両立支援の強化をする。

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

(7)配慮が必要な家庭への支援

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

ひとり親世帯に対する子育て・生活支援、学習支援などの総合的な自立支援を行っていく必要があります。また、今後、増えることが予想される外国にルーツを持つこどもやその保護者に対して適切な支援を行っていくことが求められます。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
57	養育費・親子交流の履行確保事業	ひ	○離婚前後の家庭に対して、離婚後のこどもの健全な成長の助けのため、養育費と面会交流の取り決めと履行についての支援を行います。	子育て支援課	B	養育費確保：3人 面会交流：1人 養育費の確保・親子交流の促進により、こどもの生活の安定につなげる。	令和7年度7月に開始した制度のため、より周知・啓発に努める。
58	住居確保給付金の支給	ひ	○離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方や住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を求職活動中に有期で支給します（生活保護受給者除く）。	福祉課	B	申請世帯数：4件 住居確保給付金の支給を実施した。	適切な制度実施による支給に努める。
59	生活保護	ひ	○生活困窮者であって、世帯の収入が国で定めた最低基準に満たない場合、国の基準に対し収入の不足分を給付します（現物給付含む）。支給の内容の一部に、小・中学生には、入学準備金、教材代、学校給食費、交通費等と高校生には、入学検定料、高校等入学準備金、教材代、交通費、授業料等を支給します。 ○生活保護受給者に対し、世帯の状況に応じ、自立に向けた相談・支援を行います。	福祉課	B	教育扶助費：3,019千円 教育扶助費として、適切な生活保護費の支給を実施した。	適切な制度実施による支給に努める。
60	子どもの学習支援事業	ひ	○経済的に困難を抱える世帯のこどもたちの学力向上や進学を支援することを目的に小・中学生等を対象とした学習支援事業を行います。	福祉課	B	利用者数：小学生5名、中学生11名、高校生2名 計18名 学習支援事業として、困窮世帯等のこどもを対象に週2回程度の学習支援を実施した。	利用実績の少ない市南部等を中心に、事業の周知と利用者拡大に努める。
61	自立相談支援事業	ひ 若	○社会福祉協議会に委託しているワンストップ型相談窓口「あすたねっと」において、様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行い、生活困窮者の自立を支援します。	福祉課	B	相談件数：116件 支援プラン作成数：61件 委託事業として「あすたねっと」で困窮世帯等の相談対応を行った。	相談対応を継続するとともに、重層的支援等との連携強化に努める。

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

(7)配慮が必要な家庭への支援

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

ひとり親世帯に対する子育て・生活支援、学習支援などの総合的な自立支援を行っていく必要があります。また、今後、増えることが予想される外国にルーツを持つこどもやその保護者に対して適切な支援を行っていくことが求められます。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
62	家計改善支援事業	ひ	○社会福祉協議会に委託しているワンストップ型相談窓口「あすたねっと」において、生活困窮世帯を対象に、日常のお金の使い方を見直し、収入のバランスなどの助言を行います。	福祉課	B	利用者数 13名 委託事業として「あすたねっと」にて家計改善の支援を実施した。	家計改善支援を継続するとともに、事業の周知啓発に努める。
63	被保護者就労支援事業	ひ	○福祉と就労の一体化事業の一環として、ハローワークと連携し、生活保護受給者をはじめ、生活困窮者、児童扶養手当受給者等に対する就労支援を行います。	福祉課	B	就労支援者数：22名 ハローワーク等と連携し、就労支援員による就労支援を実施した。	ハローワーク等の連携強化等を行い、就労支援に努める。
64	就労準備支援事業	ひ若	○就労意欲が低く、就労が困難な生活困窮者に対する就労意欲喚起、支援対象者の能力等に合わせた求人先の開拓、求人情報の提供や面接支援、面接同行、職場定着サポート等の就労支援を行います。	福祉課	B	相談者数：246名(延人数) 就労開始者：32名(延人数) 委託事業として、就労準備の支援を実施した。	関係事業所の開拓等、就労準備支援の充実に努める。
			○香川県労働局及び香川県、NPO法人さぬき自立支援ネットワークと連携し、就職の継続が困難な若者等が職業的に自立するために個別相談・各種セミナー・就職相談・職業適性診断・職場見学・職場体験等の支援を行います。	産業観光課	B	ワークサポートかがわ 所在地が丸亀市内の企業情報件数：103社 香川県と連携し、市内企業人材確保事業について、市における情報提供・共有を行った。	関係機関と連携し、市内企業の人材確保支援に努める。

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

(7)配慮が必要な家庭への支援

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

ひとり親世帯に対する子育て・生活支援、学習支援などの総合的な自立支援を行っていく必要があります。また、今後、増えることが予想される外国にルーツを持つこどもやその保護者に対して適切な支援を行っていくことが求められます。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
65	多言語による 情報提供		○市民向け文書において多言語で対応する必要性がある場合には、英語をはじめとする多言語文書を作成します。 ○外国にルーツを持つこどもや保護者が、子育て支援に関する様々な情報を入手しやすいよう、多言語による情報提供だけでなく、窓口における通訳の確保にも努めます。	子育て支援課 ほか	B	国際交流協会が通訳をした件数：200件 市民向け文書の多言語化や、国際交流協会職員による通訳・翻訳支援を活用し、外国にルーツを持つこどもや保護者が子育て支援情報を入手しやすい環境づくりを進めることができたため。	国際交流協会と連携しながら、多言語での情報提供の充実や通訳体制の強化を図り、外国にルーツを持つ市民がより利用しやすい支援体制を整備する必要がある。
66	日本語指導教室	若	○外国にルーツがある、又は帰国子女等に当たる児童・生徒に対し、日本語指導等を行い、学校生活への早期適応を図ります。	学校教育課	B	入級待ち児童生徒数：0人 来日直後等で、初期の日本語指導が必要な児童生徒については、在籍学級での生活を経て、直ちに「にほんご教室」に入級できている。	日本語の初期指導が必要な児童生徒については、今後も「にほんご教室」への迅速な入級を図っていく。
67	実費徴収に係る補足給付を行う事業		地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業) (12)に記載				

令和7年度 子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について

基本目標2 こどもの健やかな成長を支援します

(1)遊び場・こどもの居場所づくり

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

こどもたちが安全に利用できる遊び場の整備が継続して求められています。また、こどもたちの様々な居場所を確保するため、地域全体で居場所づくりを行う必要があります。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
1	児童館事業	若	○遊びの拠点と居場所を提供し、様々な活動に自発的に取り組めるよう支援するとともに、行事を工夫して利用者を増やし、こどもの居場所としての支援を行います。 ○施設の計画的な修繕等に対応し、安心して利用できる施設運営を行います。	子育て支援課 人権課	B	（子育て支援課） 実施カ所：2カ所 来場者：23,845人 （人権課） 実施カ所：6カ所 （子育て支援課） 中高生ボランティアやこどもが企画・運営を行うイベント等こどもが主体となるような取り組みを行った。 （人権課） 児童館6館の運営によりこどもの居場所を提供した。	（子育て支援課） こどもの居場所となり、相談機関としての役割も果たせるよう機能強化を図る。 （人権課） 老朽化に伴う修繕等を実施する。 人権課所管の施設については、隣保館と連携しつつこどもの遊び場・居場所づくりを行う。
2	遊び場の整備		○公園や遊具の安全点検や安全基準に適した整備を継続して実施し、地域におけるこどもの遊び場（児童公園など）の適切な維持管理に努めます。 ○私有地が開放された場合には、安全に遊べる空間となるよう管理者の確保に努め、継続して公園の維持管理を行います。	都市計画課	B	実施カ所：5カ所 地域に遊び場が少ないこどものために安全・安心に遊べる空間となるよう適切な維持管理に努めた。	継続して公園や遊具などの安全点検や安全基準に適した整備を実施し、適切な維持管理に努める。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
3	地域子育て支援拠点事業 (再掲)		基本目標1-(5)家庭の教育力の向上 No.38 と同事業				
4	少年体験活動		○少年活動団体や新市民会館を含めた様々な施設、団体等と連携して、こどもたちの責任感や協調性などを育む機会となる体験活動の場づくりに努めます。	まなび文化課	B	参加者数：20人	体験内容が固定化する傾向が見られることから、こどもたちの興味や関心を高めるため、体験機会の多様化を図る必要がある。
						丸亀市子ども会育成連絡協議会主催で「防災サバイバル」を実施した。宿泊を伴う体験活動やグループでの活動を通して、子どもたちが仲間と協力しながら行動する力や自主性、社会性を育む機会を提供することができた。	

令和7年度 子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について

基本目標2 こどもの健やかな成長を支援します

(2)総合的な放課後児童対策

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

青い鳥教室等の利用者からは、スタッフの定期的な研修を通じた専門性の向上や、安全かつ創造的な遊び場の整備など利用環境の充実が求められており、これらの改善を行うことで、利用のしやすさの向上を図ってほしいという具体的な要望が多く寄せられています。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由		令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課				
5	青い鳥教室	ひ	地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業) (9)に記載					
6	放課後子供教室	ひ	○全小学校区での実施を目指して、地域の担い手の確保とともに、学生ボランティア募集について、引き続き実施し、未開室校区での活動は広報等により周知を行い開室校区が増えるよう努めます。 ○各教室のプログラム内容を充実させるため、好事例を紹介するとともに、各教室の要望を確認し必要に応じて支援員の研修機会の確保を図り、質の向上に努めます。	教)総務課	B	新規開室教室：1教室	より多くのこどもたちに事業を届けられるように、周知活動を強化し、さらなる新規教室の開室を目指す。また、既存教室との情報共有を密に行い、必要な研修等を実施する。	
						市HPや公式ライン、広報誌等を活用し、新規教室開拓に努めた。また、支援員の全体研修を1回、コーディネーターの情報共有の場を2回設けた。		
7	「青い鳥教室」と「放課後子供教室」の連携		○「青い鳥教室」と「放課後子供教室」の連携事業については、事業関係者の意見を取り入れつつ、現在連携事業を行っていない教室への呼びかけや教室間のサポートを行うなど、地域の実情を勘案し、全てのこどもたちが、一緒に参加できる学習・体験活動プログラムの充実を図ります。 ○よりこどもたちに寄り添った事業を展開するとともに、実施が可能な校区を拡大し、一体化へつなげ、未開室校区では一体型の教室の整備に努めます。 ○活動場所が、「青い鳥教室」のある小学校に隣接している「放課後子供教室」については、両事業の関係者に加えて学校関係者等とも連携を取り、一体的に実施していきます。	教)総務課	C	連携教室：4教室	既存の連携教室については引き続きサポートを継続して行う。また、その事例を共有することで新たに連携を行う教室増を目指す。	
						既に連携を行っている教室については、教室間のサポートを行い、連携事業がスムーズに実施できるよう支援した。しかし、新たに連携を行う教室は増えなかった。		

令和7年度 子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について

基本目標2 こどもの健やかな成長を支援します

(3)いじめ・不登校対策

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

安全で安心できる学校環境を実現し、こどもが発するいじめの危険信号に気づき、迅速かつ適切な対応が行える体制を整えることが必要です。また、不登校の児童・生徒にはオンライン授業を提供し、カウンセラーが定期的に生徒と話す時間を確保すること、さらに保護者向けには学校等においてPTAと連携を図り、子育て講座等を開催して情報を直接提供することも重要です。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
8	いじめ・不登校等心の相談		○児童・生徒の心のサインを見逃さず、いじめや不登校に対して早期に対応できるよう、県のスクールカウンセラーや市のスクールソーシャルワーカーなどによる相談・支援体制の充実を図ります。 ○陸地部の各中学校に設置している校内サポートルームについては、学習支援員を配置し、校内の居場所づくりや多様な学びの保障に努めます。	学校教育課	B	校内サポートルームの利用人数：81人 年度初めの利用人数と年度末を比べると約2.4倍に増えており、こどもたちにとって必要な場所になっている。	いじめや不登校に対して早期に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる、さらなる相談・支援体制の充実を図る。 陸地部中学校に設置している校内サポートルームについては、校内の居場所づくりや多様な学びの保障に努める。 小学校の不登校児童を減らすための対策を検討する。
9	不登校児童・生徒に対する支援	若	○不登校児童・生徒の居場所として、教育支援センターや、陸地部の中学校に校内サポートルームを設置しており、必要に応じて民間のフリースクール等とも連携を取り、多様な居場所づくりに努めます。 ○多様な居場所を提供することによって、心を癒やすとともに、遊びや学習を通して友達や指導員・支援員とのコミュニケーションを図り、タブレットの活用（タブドリLive○！、オンライン支援）や関係機関と連携した重層的支援を推進することで学校復帰や進路保障ができるよう努めます。	学校教育課	B	教室に戻れるようになった生徒：約13% 学校において友だちとつながれている生徒：約43% 校内サポートルームを充実させることで学級に入れるようになったり、友だちと顔を合わせることでできたりする生徒が増えた。	不登校児童・生徒の居場所として、必要に応じて民間のフリースクール等とも連携を取り、多様な居場所づくりに努める。 多様な居場所を提供することによって、心を癒やすとともに、遊びや学習を通して友達や指導員・支援員とのコミュニケーションを図り、オンライン支援や関係機関と連携した重層的支援を推進することで学校復帰や進路保障ができるよう努める。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
10	スクールカウンセラーの配置	若	○いじめや不登校などで悩む、こどもの精神的なサポートに向け、各校に配置されているスクールカウンセラーを活用しながら、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや関係機関につなぎ、全ての教職員の共通理解のもと、児童・生徒を支える体制づくりを行います。	学校教育課	B	支援対象となった児童生徒数：403名 県の配置に加えて市もスクールカウンセラーを配置しており、こどもたちや保護者への相談活動の充実を図っている。	不登校やいじめなどの件数増加に伴い、さらに相談活動の充実や関係機関との連携が期待されている。今後も小中学校へのスクールカウンセラーの配置を充実させていく必要がある。
11	スクールソーシャルワーカーの配置	若	○陸地部の各中学校群にスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を強化することで、児童・生徒を取り巻く様々な問題に対し、医療や福祉の面から対応ができるようにします。特に、ヤングケアラーが疑われる家庭については、関係機関との連携が不可欠なため、家庭状況を確認し、関係機関へつなぐ働きかけを行います。 ○スクールソーシャルワーカーに対する研修や情報交換会などを定期的に行うことで、資質向上を図ります。	学校教育課	B	スクールソーシャルワーカー：6名 市内5つの中学校と友遊（教育支援センター）にそれぞれスクールソーシャルワーカーを配置した。不登校児童・生徒への家庭訪問を定期的に行い、置かれている家庭環境や社会環境等の側面から状況を把握し、本人・保護者・学校にアドバイスや支援を行った。育児不安や虐待等の心配がある場合には、関係機関への情報提供等のコーディネートも行った。また、毎月1回の研修会を実施した。	陸地部の各中学校群にスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を強化することで、児童・生徒を取り巻く様々な問題に対し、医療や福祉の面から対応ができるようにする。スクールソーシャルワーカーに対する研修や情報交換会などを定期的に行うことで、資質向上を図る。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
12	不登校児童・生徒の家庭への支援	若	○学校に行きづらい児童・生徒の保護者が孤立することのないよう、各種相談や、学校に行きづらいこどもの保護者の集いを実施します。	学校教育課	B	親の会（不登校・発達）：計10回 友遊（教育支援センター）で「親の会（不登校・発達）」を定期的に開催。	学校に行きづらい児童・生徒の保護者が孤立することのないよう、各種相談や、学校に行きづらいこどもの保護者の集いを実施する。保護者が臨床心理士に相談できる体制を整備する。
13	かめっコール（こどもや青少年の相談電話）	若	○相談チラシやカードの配布、市広報、PTAメール、育成センターだよりなどで相談窓口を周知しています。来所又は電話にて、こども・若者、その家族からの相談に応じ、助言や関係機関の紹介を行います。	少年育成センター	B	電話・来所相談：47件 相談者の悩みを傾聴し寄り添い、共感的理解をもとに、解決につながる助言を行った。	多様な相談に対して適切な助言ができるように、相談員のスキルアップを図るために県や関係機関が実施する研修会に参加したい。
14	課題解決型事業	若	○社会の中で生きづらさを感じているこどもたちへアウトリーチやワークショップを実施し、正解のない文化芸術活動を体験する機会を提供します。多様な表現方法や創造活動が認められる体験を通して、こどもたちが、自分の好きなことや心が動かされることに気付いたり、自己肯定感を高められる場づくりを行います。	まなび文化課	C	小学校や福祉施設へのアウトリーチ参加者：757人 社会的に生きづらさを感じるこどもに特化した事業は未実施であるが、小学校や福祉施設へのアウトリーチにより、文化芸術体験の機会を提供した。事業実施後のアンケートでは、普段は人前で消極的な児童が自発的に体を動かす様子や、自分の表現を認められたことで自信をもって活動する姿が見られるなど、自己表現や自己肯定感の向上につながる成果が確認できた。	生きづらさを抱えるこどもたちにアウトリーチやワークショップが届くよう、参加対象をより明確にし、こどもの状態や環境に合わせた事業展開を検討していく。

令和7年度 子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について

基本目標2 こどもの健やかな成長を支援します

(4)有害環境対策と非行防止対策

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

インターネットやゲームの過度な利用が増えているため、これらの健康への影響について、啓発活動を行っていく必要があります。また、こどもたちが安全に帰宅できるように、下校時や薄暮時の補導活動を継続していくとともに、効果的な巡回場所の見直しを行うことも重要になります。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
15	環境浄化活動	若	○市内20か所に設置している白ポストを定期的に点検し、有害図書、DVD等の回収を行うことで、環境浄化を実施します。	少年育成センター	B	回収有害図書・DVD等：2103点 定期的に回収を行い、環境の整備に努めた。	定期的な回収と共に、ポストの修繕も適宜実施していく。
16	青少年のインターネット利用に関する啓発	若	○携帯電話やスマートフォン、パソコンのフィルタリング利用などの普及啓発を図り、有害環境対策に努めます。メディアへの過度な依存を防ぐような、情報モラルの啓発を行っていきます。 ○特にSNSによる被害を防いだり、ネット依存に陥らないようにするため、中学生などの世代やその保護者を対象にSNSなどの適正利用に関する様々な啓発を実施します。	少年育成センター	B	広報丸亀：1回、校長会等：3回 広報丸亀に啓発記事を掲載した。また、校長会・教頭会にて、具体的な危険性等について、説明を行った。	主に小中学生の実情に応じて、関係機関とも連携しながら、啓発に取り組む。
			○青少年が適切にインターネットの利用ができるよう、教職員や事業者等に対する研修や市ホームページ等で啓発を行います。 ○児童・生徒向けのチラシを作成し、携帯電話やスマートフォン、インターネットなどによるいじめや人権問題に対する意識の啓発を図ることで、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。	人権課 学校教育課	B	保健だよりによる啓発：24校中24校 (人権課・学校教育課) 各小中学校では、「安全スマホ教室」等を実施したり、「保健だより」にて啓発を行ったりした。	(人権課・学校教育課) 児童・生徒を取り巻く情報社会の実態に応じた啓発を行う。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
17	薬物乱用防止の啓発	若	○「危険ドラッグ」などの薬物乱用問題について、学校教育の場においても保健体育の授業などで取り上げるとともに、セーフティ教室等における薬物乱用防止講習会等を実施します。 ○少年育成センターでも、警察、関係機関などと連携して情報の共有を図るなど、啓発活動の推進に努めます。	学校教育課 少年育成センター	B	薬物乱用防止教室実施学校数：24校中23校（未実施1校は該当学年不在） （学校教育課・少年育成センター） 薬物乱用防止教室について、希望していない学校へ参加を促した結果、全中学校及び小学校17校中16校の参加となった。 少年育成センターが定期的に市内の全小中学校・高等学校に配布する育成だより「かめっこ」に啓発記事を掲載した。	（学校教育課・少年育成センター） 昨年度実施しなかった1小学校を含む、全小・中学校24校での薬物乱用防止教室の実施を促す。外部指導等を活用し、より専門的な知見で薬物乱用防止の啓発を行う。
18	青少年の非行・被害防止全国強調月間による広報啓発	若	○内閣府が定める「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせ、青少年の規範意識を高め、児童買春や児童ポルノといった青少年の福祉を害する犯罪の被害を防止するため、啓発活動等を行っています。	学校教育課 少年育成センター	B	実施学校数：24校中24校 （学校教育課・少年育成センター） 長期休業の過ごし方など、非行・被害防止のため、学級や集会で啓発活動を行った。	（学校教育課・少年育成センター） 関係機関からの情報も参考に、児童生徒の実態に応じた啓発内容にする。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
19	補導活動	若	○地域の人々や関係機関との連携を深めるとともに、小・中学校や地域からの情報を基に、重点的な巡回場所を把握し、より効果的な補導活動を実施するなど、非行防止と啓発活動の充実を図っていきます。 ○定期的に近隣の少年育成センターと情報交換を行い、こどもの問題行動の広域化に対応していきます。	少年育成センター	B	声かけ合計数：3,125件 原則、平日の夕方と晩の2回、教員・PTA・関係団体の方々と街頭補導を実施した。	学校や警察、市民の方からの情報を基に、臨機応変に定期コース以外にも重点地域としてこどもたちの防犯に努めたい。
20	少年相談		○相談者の悩みに寄り添う電話相談や面接相談を行い、状況に応じて関係機関と連携を取りながら解決に努めるとともに、相談員自身のスキルアップにも努めていきます。	少年育成センター	B	電話・来所相談：47件 相談者の悩みに丁寧に傾聴することを基本として、共感的理解をもとに、解決につながる助言を行った。	多様な相談に対して適切な助言ができるように、相談員のスキルアップを図るために県や関係機関が実施する研修会に参加したい。
21	市非行防止定例情報交換会	若	○中学校生徒指導主事、学校教育課サポート室、子育て支援課、関係機関（丸亀警察生活安全課、西部子ども相談センター、高松家庭裁判所丸亀支部、中讃少年サポートセンター）により構成される情報交換会において、青少年の非行防止を目的に、青少年を取り巻く問題のある環境等について、連絡・協議を行います。	少年育成センター	B	情報交換会：年11回 毎月、学校と市教委、関係機関が集まり、市内の非行の現状の情報交換を行い、各立場より具体的な指導・助言をいただき、非行防止につなげた。	SNSなどを使用した犯罪行為や薬物乱用も心配される中、現状を関係機関と共に把握をして、緊密な連携を図りながら非行防止・防犯につなげたい。
22	“社会を明るくする運動”の推進	若	○「社会を明るくする運動」丸亀地区推進委員会との連携により、犯罪や非行を防止し、犯罪のない地域社会を築くことを目的とするキャンペーン活動を行います。	少年育成センター	B	パトロール回数：1回 青色回転灯パトロールカーに保護司の方も同乗して、社会を明るくする啓発アピールをスピーカーから流し市内を廻った。	社会を明るくするためにを題材とした中学生の弁論大会や、育成だより「かめっこ」でも、継続して啓発活動につなげたい。

令和7年度 子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について

基本目標2 こどもの健やかな成長を支援します

(5)成人期に向けての健康づくり・保険対策

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

今後も小児生活習慣病の予防と性教育の充実を図るとともに、スクールカウンセラーの積極的な活用を推進し、こどもたちの心身の健康を支援することが重要です。また、妊娠や出産などに関して、体験学習プログラムの充実などにより、命の大切さを学ぶ機会の確保に努めていく必要があります。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
23	小児生活習慣病対策		○小児生活習慣病対策として、小学校4年生と中学校1年生の希望者を対象に血液検査を実施し、事後指導によりこどもと保護者が、食事や運動、睡眠などの生活習慣を見直す機会にするとともに、必要であれば、医療機関の受診を勧めます。	学校教育課	B	実施学校数：24校中21校 （未実施校3校のうち2校は該当学年不在、1校は希望なし） 児童・生徒と保護者が、食生活・運動習慣・心の健康を見直す機会にするとともに、必要であれば、医療機関の受診を勧めた。	小児生活習慣病予防健診により、事後指導を行うことができ、また保護者啓発へつなぐことができると考える、保護者とともに生活習慣を見直す機会になることから、全児童・生徒の実施を促す。
24	思春期メンタルヘルス		○心の問題で悩む児童・生徒には、学級担任・養護教諭が行うカウンセリングのほか、スクールカウンセラーなどと連携し、相談支援を行います。学校職員のカウンセリング力の向上を図るため、校内研修を充実します。	学校教育課	B	実施学校数：24校中24校 心の問題で悩む児童・生徒には、学級担任・養護教諭が行うカウンセリングのほか、スクールカウンセラーなどと連携・協力し、相談支援を行った。	心の問題で悩む児童・生徒がいることや一人で悩むことがないように今後とも全教職員でこども一人一人をみていく。また、様々な関係機関と連携する体制をこれからも維持する。
25	性教育		○こどもの発達段階などに応じて、こどもたちが正しく判断し、理性的に行動できる力を育むため、性に関する正しい知識についての教育や性感染症予防などの教育を行います。	学校教育課	B	実施学校数：24校中24校 こどもの発達段階などに応じて、正しく判断し、理性的に行動できる力を育むため、性に関する正しい知識についての教育や性感染症予防などの教育を行った。	保健体育での教科指導や、養護教諭や様々な関係機関と連携し、今後も発達段階に応じた指導をする。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
26	思春期保健教育		○小学校高学年の保健及び中学校の保健体育の授業で、飲酒・喫煙・薬物乱用が心身に与える影響についての学習を行います。 ○妊婦体験・赤ちゃんふれあい体験・赤ちゃん人形の貸出しなどを周知し、命の大切さを学ぶ機会の確保に努めます。	学校教育課 健康課 子育て支援課	B	妊婦体験セット貸出：5回 赤ちゃん人形貸出：13回 赤ちゃんふれあい体験：中学校5校で実施 （学校教育課） 小学校高学年の保健及び中学校の保健体育の授業で、飲酒・喫煙・薬物乱用が心身に与える影響についての学習を行った。 （健康課） 赤ちゃん人形の貸出希望は増えており、継続して希望する施設や学校も多いことから、命の大切さを学ぶ有意義な機会になっている。 （子育て支援課） 赤ちゃんふれあい体験において、実際に赤ちゃんに触れることにより、命の大切さと自分自身の未来について、子育てに対する幸福感などを育む機会となっている。	（学校教育課） 今後も、保健体育での教科指導や、養護教諭や様々な関係機関と連携し、今後も発達段階に応じた指導をする。 （健康課・子育て支援課） 妊娠・出産・育児等の体験事業等を通しての学習機会の確保に努める。

令和7年度 子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について

基本目標2 こどもの健やかな成長を支援します

(6)こどもの心身の育ちを助ける食育の推進

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

食育に関する講座の普及と参加者数の拡大を目指すため、効果的な広報活動などの周知を図っていく必要があります。また、こどもたちの健康や特定の食物アレルギーに対応するために、個々の状況に応じた対応を行うことが求められています。さらに、教育・保育施設における発達段階に応じた食育の取組を実施していく必要があります。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
27	妊産婦の食育		○母子健康手帳発行時や訪問などで妊産婦の食事に対する情報提供を行います。 ○生まれる前（マイナス1歳）から始まる子育て講座などで妊産婦のための食生活や望ましい体重増加、食事バランスガイド、母乳育児のための栄養と食事などの情報提供を行います。 ○家族ぐるみで食生活を見直すことができるよう働きかけていきます。	健康課	B	マイナス1歳から始まる子育て講座：322人 マイナス1歳から始まる子育て講座で、妊産婦の適切な食事と栄養について情報提供を行っている	機会を通して妊娠・出産期に必要な食事について啓発する。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
28	こどもの食育		○施設の全職員、関係部署が連携しながら、こどもたちが食を楽しみ、食を知り、健康な生活を過ごせるよう連携し、食育活動を実施していきます。 ○自園調理を行う保育所（園）・認定こども園では、保育の内容の一環として食育を位置づけ、保育士、保育教諭、調理員等の職員が協力し、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培います。 ○家族ぐるみで食生活を見直していくために、食に無関心な保護者が関心を持てるよう働きかけていくほか、家庭教育講座や子育て学習会の中で食育に関する講座を開催するなど、食育の支援に努めていきます。 ○保護者が食への理解を深め、食事をつくることや、子どもと一緒に食べることに喜びを持つことができるように支援します。 ○子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、学校給食やこども料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。 ○食に関する生きた教材として、旬の食材を取り入れ、有機食材の活用を含めた地産地消の推進、衛生・安全管理の徹底にも努めていきます。	健康課 幼保運営課 学校教育課 学校給食センター まなび文化課	B	個別：797人 集団：536人 情報提供(チラシ配布)：784枚 生産者等との体験活動実施校：20校 食育だよりの発行：11回 給食試食会の開催：2回(24人) 市民学級：1講座(12人) 給食便り：毎月1回 (健康課) 様々な機会に栄養士が市民からの相談や食に関する講座等を実施している。 (幼保運営課) 乳幼児にふさわしい食生活の展開や適切な支援を実施するため食育計画を作成し、年齢に応じた食育活動を実践している。また、保護者への意識づけのため、実践した活動内容を園内掲示したり給食参観を開催した。 (学校教育課・学校給食センター) 給食の時間における栄養教諭等による食に関する指導や、有機給食の実施、また地域の農業関係者等との体験活動などを通して、食育を推進している。 (まなび文化課) 市民学級「こどもキッチン」を年間7回実施し、12人が参加した。こどもたちは調理体験を通して食への関心や生活に必要な知識・技能を学ぶことができた。家庭教育講座や子育て学習会において食育に関する講師を紹介し、こどもや保護者が食の大切さや望ましい食習慣について学ぶ機会を提供したが学校・園からの応募はなかった。	(健康課) 家族ぐるみで食生活を見直すことができるよう、食に無関心な保護者が関心をもてるよう啓発する。 (幼保運営課) 引き続き、食育生活に基づき実践している。食育講座など関係他課とも連携し、多様な食育活動を推進する。 (学校教育課・学校給食センター) 今後も、各園・校における「食に関する指導の全体計画」をもとに、多様な食の体験を推進する。 (まなび文化課) 家庭教育講座や子育て学習会は、学校園等からの希望に基づいて実施しているため、開催状況にばらつきが生じる場合がある。食育に関する学習機会を継続的に提供できるよう、関係機関と連携しながら実施方法や体制について検討していく必要がある。

令和7年度 子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について

基本目標2 こどもの健やかな成長を支援します

(7)人間性や個性を育む環境整備

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

文化・芸術を介し多様な人が集い、交流することによって、新たな価値やつながりを生み出す機会を提供していく必要があります。また、親子の触れ合いを充実させるため、図書館事業や美術館が取り組む事業の活用、こどもの地域活動や地域行事への参加を促進していくことが求められます。さらに、こどもの体力づくりを支えるために放課後や休日に運動の機会や場を確保していくことや、人権教育に関する基本方針や重点努力事項について職員間の共通理解を深めていくことも求められます。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
29	図書館事業		○ブックスタートやセカンドブック事業を実施し、こどもと本をつなぐ役割を担います。子育て支援に係る機関やボランティア団体などと連携・協力し、おはなし会、紙芝居、手遊びなどを実施し、絵本や本との出会い、読書・読み聞かせの楽しさを伝えていきます。	図書館	B	ブックスタート：647冊 セカンドブック：721冊（80.3%） ブックスタート、セカンドブック事業の継続と、新たなこども向けイベントの開催	今後も健康課と連携してブックスタート絵本の配布を行い、絵本を通じた家族のふれあいから読書につながる機会となるよう努める。小学校入学前の幼児を対象にセカンドブック事業を行い、自分の本として選ぶ喜びから読書につながるように市内保育所等へ協力を仰ぎ、引き続き対象者全員への配布に努める。新たなこども向けイベントの開催が定着するように引き続き開催する。
30	文化芸術を介した交流の機会の提供		○親子を対象としたワークショップなど文化芸術を介した交流の機会を提供することで、非認知能力の育成に努めます。	まなび文化課	C	親子でMIMOCAの日：3回（1,477人） 猪熊弦一郎現代美術館では、18歳未満の観覧者1名につき同伴者2名まで観覧料を無料とする「親子でMIMOCAの日」を企画展ごとに実施し、親子で芸術鑑賞を楽しむ機会を創出した。	長寿命化工事に伴う長期休館期間中においても、館外で親子が文化芸術に触れる機会を確保する必要がある。
31	芸術体験		○幼稚園・保育所（園）・認定こども園に芸術家を招き、アートを通じた表現活動の体験により、こどもの豊かな感性を育みます。	幼保運営課	B	実施施設数： 公立21施設中20施設 私立20施設中14施設 アートを通じ自分自身の方法で自分を表現する体験ができた。	引き続き、様々な表現活動の体験を通じこどもの豊かな感性を育む。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
32	異年齢交流・異学年交流・地域連携		○幼稚園・保育所（園）・認定こども園や小・中学校において、異年齢交流や異学年交流を行います。 ○市内全ての教育・保育施設において、地域に開かれた子育て支援の拠点として、地域団体などこどもたちとの触れ合う機会をつくり、幅広い社会性や豊かな感性を育てます。	幼保運営課 学校教育課	B	幼稚園・保育所・こども園：21施設 学校数：24校 （幼保運営課） 異年齢児、異学年が交流できる環境づくりを実施し、思いやりや豊かな心、人と関わる力を育てている。 地域の様々な人と関われるよう行事等を工夫し、地域の良さや人々の温かさが感じられるように努めた。 （学校教育課） 各施設、様々な年齢のこどもたちが遊びを通じて自然な関わり合いができるように努めるとともに人と関わる喜びを感じられるよう地域との交流を大切にしました。	（幼保運営課・学校教育課） 引き続き、様々な人と関わることの大切さを意識し、交流活動を行う。異年齢児、異学年が交流できるよう学校行事やペア活動等を計画し、思いやりや豊かな心、人と関わる力の育成を図る。また、こどもたちが主体的に地域に関わったり、感謝したりする経験から、社会の創り手となるよう指導する。
33	人権教育・啓発（再掲）		基本目標1-(4)児童虐待防止対策 No.29 と同事業				
34	子どもの体力づくり		○体力プランのもと、児童生徒の実態や課題を踏まえた体力向上に係る実践・評価を行います。 ○スポーツ少年団の組織整備・育成支援、適切な指導を行える指導者養成、こどもたちが意欲的に楽しく運動に取り組める運動習慣の定着促進に努め、生涯スポーツの基礎づくりを推進していきます。	学校教育課 スポーツ推進課	B	学校数：24校 市内スポーツ少年団員数：1,307名 （学校教育課） 体力向上プランを作成し、体力の向上に努めた。 （スポーツ推進課） スポーツ少年団の各競技団体によるスポーツ教室、また指導者のための講演会などを開催した。	（学校教育課・スポーツ推進課） こどもが楽しく運動習慣の土台となる遊び、きっかけづくりとなるイベントを継続して実施する。
35	アーバンスポーツパークの活用	若	○アーバンスポーツパークで関係競技団体と協力して教室を行うなど、アーバンスポーツに触れる機会を提供することにより、こどもの個性の尊重や他者との関わり方などを学べるよう取り組みます。	スポーツ推進課	B	教室参加者：27名 部活動の地域展開事業の実証テストにおいてスケートボード教室を開催した。	競技人口も少なく、参加者も限定的ではあるが、今後も関係団体と連携しながらアーバンスポーツパークの活用に取り組み、利用促進につなげていく。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
36	学習機会や体験活動の充実	若	○こどもの置かれている環境や状況にかかわらず、多様な文化芸術活動を体験できる機会をつくり、子ども講座や芸術表現活動、自然体験活動などを通じて、他者と関わり、協調・協働しながら課題に取り組む中で、児童・生徒の思考力・判断力・表現力の向上や、コミュニケーション能力、自己肯定感、社会性、責任感等の育成を図ります。	まなび文化課	B	小学校4,5,6年生：7回 城辰小学校において、華道・茶道・マジックの文化芸術体験を実施し、児童が多様な文化芸術活動に触れる機会を提供した。活動を通じて自身の興味や関心、個性や得意分野の発見につなげるとともに、他学年の児童や地域の幅広い世代との交流により、人間関係の形成や協調性を育む機会を創出することができた。	左記のクラブ体験会の他、より幅広い子どもたちが多様な体験活動に参加できる機会の確保が課題となっていることから、地域団体等との連携を図りながら、市全体を対象とした少年体験事業を令和8年度から実施する。
37	文化芸術鑑賞・体験の機会提供	若	○子どもたちが等しく文化芸術を体験できるよう、美術館やホールへ市内の子どもたちを招待する鑑賞事業や、学校、幼稚園、保育所（園）などへのアウトリーチやワークショップを実施することにより、子どもたちの豊かな感性を醸成するとともに、文化芸術活動を通して、非認知能力を育む機会を提供します。	まなび文化課	B	小学校アウトリーチ：9校(688人) カムカム・ミモカ：17校1団体 (1,035人) おでかけ芸術鑑賞教室：4回 (647人) 市民会館開館準備事業として、市内小学校を対象にアウトリーチを実施し、演奏会やダンスワークショップを開催した。プロの演奏により子どもたちの感性や知識欲が刺激されたり、正解のない身体表現を通じて、自己表現や他者理解、関係形成の体験を届けることができた。 また、市内小学3年生をMIMOCAへ招待する「カムカム・ミモカ」を開催し、「おでかけ芸術鑑賞教室」では市内小学校4校を対象に、瀬戸フィルハーモニー交響楽団による鑑賞教室を実施し、児童が普段接する機会の少ない文化芸術を体験する機会を提供することができた。	これまで実施してきた文化芸術体験事業について、令和8年度には市内すべての小学校へのアウトリーチを届けられるよう、引き続き開催していく。 文化芸術への関心や経験には個人差があることから、より分かりやすく親しみやすい内容となるよう工夫を継続する必要がある。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
38	次世代を担うリーダーの育成	若	○青少年の健全育成を図るとともに、地域などで活躍できる人材となる中・高校生世代を対象としたジュニアリーダーの事業を支援します。小学生を対象としたジュニアリーダー養成講座の支援を行います。	まなび文化課	B	ジュニアリーダースクール参加者：13人 ジュニアリーダー登録者：31人 丸亀市子ども会育成連絡協議会が実施するジュニアリーダースクールの支援し、小学5・6年生を対象に、京極町交歓研修会やデイキャンプ、瀬戸内国際芸術祭の作品鑑賞など、年間を通じた活動を実施した。活動を通して、自ら考える力やコミュニケーション能力を育むとともに、社会性の向上につなげることができた。また、中高生のジュニアリーダーが子ども会や地域行事等で活動する機会を提供し、主体性や協調性を育むことができた。	子ども会のジュニアリーダー養成については、活動内容の固定化が見られることから、参加者が目的意識を持って主体的に活動できるよう支援するとともに、内容の多様化等、体験活動の充実を図る必要がある。

令和7年度 子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について

基本目標2 こどもの健やかな成長を支援します

(8)総合的・継続的な障がい児支援

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

障がいのあるこどもたちが通いやすい環境で学校生活を送ることができ、必要とする人が利用できるよう障害児通所支援事業所を充実していくとともに、医療的なケアが必要なこどもも参加できる触れ合いの場所や機会を増やしていくことが必要です。また、発達障がいのこどもがいる家庭向けに専門知識を持った相談窓口を引き続き開設するとともに、保護者と教員が協力して問題を解決できる機会を提供していくことも求められます。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
39	発達相談		○こどもの発達の悩みについて、児童心理司、言語聴覚士、臨床心理士による相談を実施します。 ○心身の発達や情緒・行動面において、又はことばの発達や発音について、グレーゾーン又は障がいが疑われるこどもが早期に支援を受けられるよう体制の確保を図ります。 ○こども相談は、こどもの心身の発達や情緒、行動などの不安について児童心理司による相談を実施し、早期に適切な支援を受けられるよう支援していきます。 ○ことばの相談は、きこえやことばの発達の不安について臨床心理士や言語聴覚士による相談を実施し、早期に適切な支援を受けられるよう支援していきます。	健康課	B	カンガル-教室：193人（延人数） ことば相談：364人（延人数） こども相談：53人（延人数） 発達や発音について悩みがある保護者に対して個々の状況に応じた相談・指導を行い必要な支援が受けられるよう取り組んだ。	保護者の不安に寄り添いながらこどもの発達状況を把握し、適切な関わり方について助言するとともに、必要に応じて専門機関と連携し、継続的な支援につなげる。
40	特別支援教育・障がい児保育		○障がいのあるこどもを教育・保育施設や小・中学校で受け入れ、一人ひとりの教育ニーズに対応できるよう実態把握を行います。必要に応じて専門家などによる保育所（園）への巡回カウンセリングを行い、特別支援教育支援員の配置や保育士の加配措置などを行うとともに、教員・保育士等の実践力向上を図ります。	幼保運営課 学校教育課	B	支援員：131名（幼稚園15名・保育所59名・こども園57名） 特別支援教育支援員：57名（小学校50名・中学校7名） （幼保運営課・学校教育課） 特別支援教育支援員の加配人数は各園・各学校の実態に合わせて人数を増やした。	（幼保運営課） 発達障害児が安心して園生活を送れるよう必要な職員の配置に努める。 （学校教育課） 特別支援教育支援員の適正な配置を行うことで、各学校で一人ひとりの教育ニーズに対応できるようにしていく。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
41	発達障がい児支援		○NPO団体と協働で発達障がい児支援事業を行い、発達障がいのあるこどもの支援を目的として巡回カウンセリングを実施するとともに、保護者・保育士・教員などの関係者を対象に、相談支援や研修などを行います。	幼保運営課 学校教育課	B	巡回カウンセリング 就学前：141回 小・中学校：96.5回 (小学校67回、中学校29.5回) (幼保運営課・学校教育課) 発達障がいのあるこどもに対する支援や各学校・施設の困り感に寄り添う相談支援や研修を行うことができた。	(幼保運営課) 発達障害児及びその保護者や教育・保育関係者に対して関わり方など巡回カウンセリング等を通じて支援していく。 (学校教育課) 巡回カウンセリングを継続して行うことで発達障がいのあるこどもを含むすべてのこどもたちが安心して学校生活を送れるように支援を続けていく必要がある。
42	課題解決型事業	若	○障がいがあることにより、ホールや劇場で行われる舞台芸術公演へ足を運びづらいと感じている方が安心して鑑賞できるよう、プログラムや鑑賞環境に配慮した公演を開催します。障害福祉施設へのアウトリーチを実施することで、文化芸術活動を楽しむことができる機会を提供し、文化芸術活動を通して、障がいのある方の見えづらかった個性や能力に気付くきっかけをつくります。	まなび文化課	B	鑑賞環境に配慮したコンサート来場者：211人 放課後等サービスへのアウトリーチ参加者：69人 障がいのある方や小さなこどもがいる家族も安心して参加できる鑑賞環境を整えたコンサートを開催した。 また、放課後等サービスでのアウトリーチにおいては、自由な身体表現を通じてこどもたちの新たな一面に気付く機会となったという多数の意見が得られ、こどもたちだけでなく施設職員にとっても前向きな変化につながる可能性がうかがえた。	鑑賞環境に配慮したコンサートでは、新市民会館を会場に、より安心して演奏会に参加できる環境を整えていく。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
43	児童発達支援		○未就学の障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うもので、今後も障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、支援の周知や支援につながる相談体制も含めた支援の充実に努めます。	福祉課	B	利用者数：3,401人(延人数) 未就学の障がい児に対し、基本動作の指導や集団生活への適応支援を適切に実施し、個々の特性に応じた支援の充実が図られた。あわせて、地域で利用しやすい体制整備や相談支援の周知が進み、早期支援につながる環境づくりが推進された。	支援内容の専門性向上や関係機関との連携強化に加え、地域によるサービス提供体制の差を縮小し、誰もが身近な場所で適切な支援を受けられる環境の整備が課題である。
44	放課後等デイサービス		○就学している障がい児について、学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などを行うもので、今後も障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、支援の周知や支援につながる相談体制も含めた支援の充実に努めます。	福祉課	B	利用者数：6,760人(延人数) 就学している障がい児に対し、放課後や長期休暇期間における生活能力向上に向けた訓練や社会交流の機会を提供し、個々の特性や発達段階に応じた支援が適切に実施された。また、支援の周知や相談体制の充実に取り組み、身近な場所で利用できる環境整備が一定程度進展した。	支援内容の専門性向上や関係機関との連携強化に加え、地域によるサービス提供体制の差を縮小し、放課後や長期休暇中においても身近な場所で継続的に支援を受けられる環境の整備が課題である。
45	保育所等訪問支援		○障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等のスタッフに対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うもので、今後も障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、支援の周知や支援につながる相談体制も含めた支援の充実に努めます。	福祉課	B	利用者数：117人(延人数) 児童指導員や保育士が保育所等を訪問し、障がいのある児童および施設スタッフに対して、集団生活への適応に向けた専門的支援を適切に実施した。個々の障がい特性や発達段階に応じた助言や指導により、現場での支援力向上と児童の適応促進が図られている。また、支援の周知や相談体制の充実に取り組んだ結果、利用者数は年々増加しており、地域における支援ニーズへの対応が着実に進んでいる。	訪問支援の質をさらに高めるための専門性の向上や、保育所等の現場との継続的な連携体制の強化が求められている。また、利用者の増加に対応した人材確保や受入体制の整備も必要である。さらに、地域によるサービス提供体制の差を縮小し、どの地域でも安定した訪問支援が受けられる環境づくりが課題である。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
46	障がい児相談支援		○児童発達支援・放課後等デイサービス等を利用する児童に、支給決定又は支給変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービスなどの利用状況のモニタリングを行うもので、今後も適切にサービスを利用することができるよう、障がい児やその家族に対する継続的な相談支援を実施するとともに、相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。	福祉課	B	利用者数：1,804人(延人数) 児童発達支援や放課後等デイサービスの利用にあたり、支給決定前の障がい児支援利用計画案の作成および定期的なモニタリングを適切に実施し、児童や家族のニーズに応じたサービス利用の調整が図られた。また、継続的な相談支援や関係機関との連携を通じて、適切な支援利用の促進に取り組んだ結果、利用者数は年々増加しており、相談支援体制の充実が着実に進んでいる。	相談支援専門員による計画案作成やモニタリングの質を一層高めるための専門性の向上に加え、相談支援事業所や関係機関との連携強化が求められている。また、利用者の増加に対応した人材確保や相談支援体制の強化に加え、多問題家族への対応など複合的な課題への支援力の向上が必要である。
47	障がい福祉サービスその他		○障がいのあるこどもが安心して地域で生活できるよう、補装具・日常生活用具の給付などの福祉サービスを充実し、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携を取りながら乳幼児期から就労までの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行います。 ○さらに、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加を推進することに努めます。	福祉課	B	補装具：26件 8,646,000円 日常生活用具：218件 2,476,000円 障がいのあるこどもが安心して地域で生活できるよう、障がい児のライフステージに沿って必要となる補装具・日常生活用具の給付を実施した。	障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できる地域社会を目指すため、障がいのあるこどもが安心して地域で生活できるよう、引き続き補装具・日常生活用具の給付などの福祉サービスの充実に努めるとともに、地域の保健、医療、福祉、教育分野の関係機関が連携を取りながら乳幼児期から就労までの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を実施していく。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
48	市民福祉年金 (在宅重度障害児年金)	ひ	○市内に1年以上住所を有し、身体障害者手帳1級又は療育手帳○A・Aを持ち、常時家族の介護が必要な5～20歳未満の在宅重度の障がい児の方（8/31現在で、要件を満たしている方）に支給します。	福祉課	B	利用者数：86人(延人数) 11,352,000円 重度で常時介護が必要なこどもに対象を絞ることで、特に負担の大きい家庭の経済的・介護的負担を軽減し、在宅生活の継続を支える制度である。	対象者の増加に伴い、支援の必要性が高まる中で、適切な対象範囲や支援内容のあり方を検討していく必要がある。
49	市民福祉年金 (障害児年金)	ひ	○市内に1年以上住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている20歳未満の障がい児の方（8/31現在で、要件を満たしている方）に支給します。	福祉課	B	利用者数：279人(延人数) 4,322,000円 身体・知的・精神と幅広い障がいを対象としており、多様なこどもへ支援が図られている。	対象者の増加に伴い、支援の必要性が高まる中で、適切な対象範囲や支援内容のあり方を検討していく必要がある。

令和7年度 子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について

基本目標3 安心して子育てできる地域社会の環境整備を図ります

(1)安全・安心なまちづくり

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

通学路の安全を高めるために、安全施設の定期的なメンテナンスを行っていく必要があります。また、地元自治会の要望に応じて防犯灯を設置し、夜間の安全性を向上していくことも求められています。さらに、地域コミュニティによるこどもの見守り活動やパトロール、「こどもSOS」の更なる設置なども行っていく必要があります。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
1	交通安全施設の点検整備		○交差点などでの事故防止のためにカーブミラーや視線誘導標の設置、道路側溝への転落対策として柵を設置し、安全な道路環境の整備を進めるとともに、施設の維持管理にも努めます。 ○通学路については、通学路交通安全プログラムや登下校防犯プランに基づき、学校、保護者、警察、地域の人々や道路管理者などの関係機関が連携し、主体的な参加のもと合同点検等を行い、ハード・ソフトの両面から対策を検討し、環境の整備・改善や交通安全教育に取り組めます。	建設課	B	カーブミラー：19基 視線誘導標：78基 転落防止柵：36m 交差点や道路側溝などの危険箇所において、カーブミラーや視線誘導標、防護柵等の安全施設の設置・維持管理を実施し、交通事故や転落事故等の防止に努めた。 通学路については、学校関係者、警察、地域住民、道路管理者等の関係機関と連携した合同点検を実施し、児童・生徒が安心して通学できる道路環境整備に取り組んだ。	安全施設の維持管理や新たな危険箇所への対応を適宜進めるとともに、限られた予算の中で優先順位を付けた計画的な整備が必要である。また、通学路においては関係機関との連携による点検を継続し、ハード・ソフト両面から安全対策の充実を図る必要がある。
2	通学路の点検やカラー化などによる安全確保		○通学路として利用される狭い市道において、歩行空間が明瞭になるよう一定の基準に基づきカラー化を実施するとともに、薄くなった箇所については、塗り直しを行うことで、継続的な安全対策に取り組めます。道路の危険箇所、必要に応じてカーブミラー、視線誘導標などの交通安全施設を設置するほか、地元自治会の要望に応じて防犯灯を設置することで夜間の安全性の向上を図るとともに、施設の維持管理にも努めます。 ○通学路については、通学路交通安全プログラムや登下校防犯プランに基づき、地域の人々や道路管理者などの関係機関の主体的な参加のもと合同点検等を行い、ハード・ソフトの両面から対策を検討し、環境の整備・改善や交通安全教育に取り組めます。	建設課	B	カラー化塗直し：2,180m 通学路として利用される歩車道が分離されていない市道において、新規の路面のカラー化及び既設箇所の補修・塗り直しを実施し、歩行空間の明確化による交通安全対策を推進した。	通学路のカラー化や交通安全施設の継続的な維持管理・計画的な更新を進めるとともに、交通環境の変化に即した危険箇所の把握と対策を図る必要がある。また、関係機関との連携による点検を継続し、ハード・ソフト両面からの安全・安心な道路環境の確保に取り組む必要がある。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
3	交通安全指導・啓発		○幼稚園・保育所（園）・認定こども園や小・中学校において、交通ルールを遵守する大切さや、交通安全に必要な知識の習得を目的に、交通安全キャンペーンや交通安全教室を実施し、こども自らが交通事故から自分の身を守る力を養えるよう、意識の向上を図ります。	生活環境課	B	交通安全教室開催数：108回 交通安全教室やキャンペーンを通じて交通ルールの遵守や交通ルールのマナーの向上を図った。	引き続き、交通事故防止のため、交通安全教室等を実施し、さらなる交通安全意識の普及・浸透を図る。
4	不審者情報の提供		○防犯情報の共有として、丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会で配信している「Fネット通信」の市ホームページへの掲載や学校・警察・関係機関・保護者・地域へのFAX及びメール配信で不審者情報の提供を行うとともに、青色防犯パトロールカー（青パト）でのパトロールを実施します。 ○不審者情報の提供体制を充実するとともに、地域の人々や関係機関と連携して、「こどもSOS」の設置を行い、地域ぐるみで不審者や犯罪などからこどもを守る取組を推進します。さらに、学校問題解決支援員を中心として、市内小・中学校との連携を強化していきます。	生活環境課 少年育成センター	B	Fネット通信配信件数：4件 （生活環境課・少年育成センター） 丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会 で配信している「Fネット通信」を市ホームページへ掲載した。	（生活環境課・少年育成センター） 丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会と連携し、「Fネット通信」等、防犯情報を市ホームページへ掲載し、迅速な情報提供を行っていく。
5	防犯パトロール		○防犯協会と連携し、地域ぐるみでの地域安全活動（自主防犯パトロール）に対して支援します。	生活環境課	B	自主防犯パトロール団体数：21団体 防犯協会と連携し、地域ぐるみで安全活動が行われた。	防犯協会と連携し、地域ぐるみの見守り活動を推進していく。
6	防犯意識啓発		○市民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現のために地域安全活動を推進し、防犯協会や警察と連携した防犯教室やキャンペーンなどを通して、防犯安全意識の高揚を図ります。	生活環境課	B	防犯教室開催数：70回 防犯協会や警察署と連携し、防犯教室やキャンペーンを通じて防犯意識の向上を図った。	引き続き、防犯協会や警察署と連携し、防犯教室等を実施し、一人一人の防犯力を高めることにより、犯罪の未然防止に努める。
7	緊急避難場所「こどもSOS」の設置・点検		○各学校への不審者情報の提供体制を充実するとともに、地域の人々や関係機関と連携して、こどもを不審者などによる犯罪から守るために、緊急避難場所となる「こどもSOS」の設置を推進します。少年育成センターが行う点検や学校からの情報を基に、交換や新規の設置を行います。	少年育成センター	B	新規設置数：12か所 市広報を通して、積極的な新規設置を呼びかけた。また、各小学校にも情報提供を行い、新規設置を啓発した。	今後も、市広報や機関誌「かめっこ」にも新規設置を呼びかけ、こどもたちの安心・安全につながるよう努める。

令和7年度 子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について

基本目標3 安心して子育てできる地域社会の環境整備を図ります

(2)子育てバリアフリーのまちづくり

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

道路改良時には、高齢者や障がい者を含む全ての人が利用しやすいバリアフリーを考慮した設計とすることが必要となります。また、公共施設においては、乳幼児を連れた保護者が安心して利用できるよう、おむつ替えスペースや授乳室の維持管理のほか、必要に応じた新たな整備が求められています。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
8	道路改良時の歩道等のバリアフリー化		○香川県が実施する県道高松善通寺線の無電柱化と、市道丸亀駅前線（駅前広場）の舗装修繕などで、全ての人が利用しやすい道路空間となるようバリアフリー化を進めます。	建設課	B	県道高松善通寺線 無電柱化事業：L=650m（実施） JR丸亀駅北側歩道舗装修繕工事：A=1,100m ² （実施） 県道高松善通寺線の無電柱化事業L=650mの工事及び設計を予定しており推進している。また、JR丸亀駅北側歩道舗装修繕が計画とおり完了した。	香川県が実施する県道高松善通寺線の無電柱化と、市が実施する市道丸亀駅前線他（駅前広場）の舗装修繕など、歩道等のバリアフリー化を計画的に進めるには、適切な予算の確保と関係機関との協議調整を行う必要がある。
9	公共施設における授乳室等の整備促進		○こども連れでも安心して外出できるよう、授乳室やおむつ替えスペース、多目的トイレなどの整備、維持管理に努めます。	庶務課ほか	B	おむつ替えスペース：10ヵ所 授乳室：2室 バリアフリースイートイレ：7ヵ所 各設備を適切に維持管理し、こども連れの来庁者が安心して利用できる環境を確保した。	各設備の適切な維持管理を継続するとともに、利用者ニーズの把握に努める。
10	マタニティマークの活用		○母子健康手帳発行時にマタニティマークを配布するとともに、妊婦だけでなく、広く一般的にマタニティマークの普及・啓発を行い、地域の子育て支援の意識を高めます。	健康課	B	配布個数：706個 機会を通して妊婦だけでなく、広く一般的にマタニティマークの普及・啓発を行い、地域の子育て支援の意識を高めた。	マタニティマークの普及・啓発を行う。

令和7年度 子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について

基本目標3 安心して子育てできる地域社会の環境整備を図ります

(3)仕事と子育てが両立できるまちづくり

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

保育施設や子育て支援が充実していても、職場の環境が変わらない限り、仕事と子育ての両立は難しいため、働きやすい職場環境づくりの取組に対して支援を行っていく必要があります。また、「丸亀こどもデー」（キッズウィーク）には大人も休暇を取れるよう、保護者や企業などへの周知啓発に努めることが求められます。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
11	男女共同参画の推進、固定的性別役割分担意識の解消		○性別にかかわらず、仕事と家庭のバランスが取れた生活を送れるよう、市民、企業、関係団体、行政が協働し、「ワーク・ライフ・バランス」の取組を進めます。 ○家事・育児の負担が女性に偏らないよう、家庭責任を男女が共同で担うという意識の啓発に努めます。	人権課	B	男性の育児休業取得促進奨励金支給実績：8社 男性の育児参画を促進するための育児休業奨励金制度の周知を行い、8社に支給した。	令和7年度に実施した「丸亀市男女共同参画に関する企業アンケート」において、「市の奨励金制度を知っている」が31.1%と低い水準にとどまっていることから、幅広い周知に努める。
12	労働時間短縮やフレックスタイム制の奨励		○働き方改革等に関わる国や県の事業等について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報発信に努めます。	産業観光課	B	ホームページアクセス数：112件 パンフレット設置箇所数：2箇所 市ホームページにて国などの支援策を掲載し、加えて課の窓口にてパンフレットを設置した。	より積極的に国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信に努める。
13	勤労者の福利厚生と企業への啓発		○福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援するとともに、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の拡充に努めます。	産業観光課	B	中讃勤労者福祉サービスセンター 会員増加数：173名 福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めた。	引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努める。
14	キッズウィークの推進		○平成30年度から始めたキッズウィークについては、10月の第3月曜日を「丸亀こどもデー」に定め、公立の小・中学校、幼稚園等を一斉休暇とするなど、3連休を設定することで、親子や地域との交流が図れる機会としています。このキッズウィークについて、ポスター掲示やチラシ配布等により周知啓発し、関係機関と連携して事業所に働きかけるなど、こどもの休みに合わせた保護者の休暇取得の推進を図るとともに、近隣市町への認知度向上にも努めます。	学校教育課 幼保運営課 産業観光課 ほか	B	保護者が丸亀こどもデーに休暇を取得できた、または休暇だった割合：63.7% (学校教育課・幼保運営課・産業観光課) この期間を家族と過ごすこどもたちも増え、本事業の趣旨が市民に浸透しつつある。 10月第3月曜日(10/20)を学校閉庁日として実施し、保護者の休暇取得に努めた。	(学校教育課・幼保運営課・産業観光課) 引き続き、当該日を学校閉庁日とするとともに、丸亀市外の企業にも積極的に本事業を周知し、市外に勤務する保護者が休暇を取得しやすい環境づくりを行う。

令和7年度 子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について

基本目標3 安心して子育てできる地域社会の環境整備を図ります

(4)人材育成・支援

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

【課題】

子育てに対して多くの家庭が経済的、精神的に大きな負担を感じており、子育て支援の必要性は大きくなってきています。このため、地域社会全体で支え合っていけるよう、体制を整えていく必要があり、子育て支援に関わるボランティアやコーディネーターなどの育成が求められています。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
15	子育てボランティアの育成・支援		○地域子育て支援拠点や児童館などにおいて、子育てボランティアを育成するため、地域が子育てに対する意識を持ち、主体的な活動ができるよう、積極的かつ効果的な研修を支援するとともに、ボランティア募集の周知を行います。 ○ボランティア団体が実際に活動できる機会や場を提供するとともに、事業の活性化や子育てに優しい地域づくりに貢献している子育て支援団体の活動を支援します。	子育て支援課 幼保運営課	B	ボランティア団体：1団体 （子育て支援課） 児童館では、地域のボランティアを募集し、イベント時のスタッフ、ボランティアからの企画行事として地域とのつながりの強化を行った。 （幼保運営課） 地域子育て支援拠点において地域のボランティア団体の活動を受け入れ、支援している。	（子育て支援課・幼保運営課） 積極的に地域のボランティアを募集し、地域全体で子育てができるような取り組み行っていく。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
16	地区組織・人材育成の仕組みづくり		○地域の健康づくりを推進する母子愛育班をはじめ、社会全体でこどもの健やかな成長を見守り、子育て家庭を支える地域づくりを支援します。 ○愛育班員や母子保健推進員の活動とその重要性を周知するとともに、育成に取り組み、地域の身近な支援者として主体的に活動できるよう支援します。 ○市PTA連絡協議会や母子愛育班、地域の育成部会など様々な団体及び児童館やコミュニティセンターなどの施設と連携しながら、課題に対応した内容で継続してセミナー等を開催します。各地域で実施されている地域学校協働活動を通し、子育て家庭を支える地域づくりを支援します。	健康課 まなび文化課	B	（健康課） 母子保健推進員数：79人 愛育班員数：181人 （まなび文化課） 家庭教育セミナー参加者：68人 地域コーディネーターへの聞き取り人数：38人 （健康課） 活動の基本を地域の中での見守り・声かけとして、各地区の保健師が育成者となって地域の実情に応じた活動を継続できるよう支援した。また、健康増進計画の取組みや重点目標から研修内容を検討し、子育て支援や健康づくり等に関する研修会を開催した。 （まなび文化課） 市PTA連絡協議会との共催で家庭教育セミナーを実施した。市内の地域学校協働本部に対する支援を行うとともに、コーディネーター養成塾では各本部を訪問し、現場のコーディネーターへの聞き取りを実施した。活動の実態や課題を把握・共有することで、地域学校協働活動を推進するための基盤づくりにつなげることができた。	（健康課） 母子愛育班は年々、会員の獲得が難しくなっており、母子保健事業や地区活動を通じて活動の重要性や内容を周知し、活動への賛同者を増やしていく必要がある。また愛育班員や推進員が各地区の特性に合わせた活動を考え、主体的に活動できるよう引き続き支援する。 （まなび文化課） 地域学校協働活動においては、担い手の高齢化や後継者不足に加え、活動内容の固定化やコーディネーター業務の負担が課題となっている。このため、新たな人材が地域活動に関わるきっかけづくりや、地域学校協働本部同士の情報共有による活動の多様化を進めるとともに、活動しやすい仕組みや実施方法の整理を行う必要がある。
17	自殺予防のための人材育成（ゲートキーパー養成）	若	○自殺の危険性の高い人の早期発見と適切な対応を図るため、職場や地域などで悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聴いて、支援につなげる役割を担い、自殺対策を支える人材を養成します。	健康課	B	ゲートキーパー養成講座：1回実施 参加者数：32人 市役所職員を対象にゲートキーパー養成講座を開催。市民対応や職場内、地域住民との関わりの中で悩みを抱える人に気づき、適切な声掛けを行うことの重要性を伝え、早期支援につなげるための基礎的な知識と実践意識の向上を図った。	ゲートキーパーの啓発や養成に向けた研修会等を実施する。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
18	子どもの体験活動等に関わる団体等への支援		○こどもに体験活動の場を提供するボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会育成連絡協議会などへ支援を行います。 ○こどもの体験活動等に関わる団体等への支援として、指導者・育成者として必要なもの、求められているものなど社会的なニーズを把握し、各団体と連携して指導者・育成者のスキルアップを図るための研修を開催するとともに、現状の団体以外ともつながりを持たせる取組を推進します。	まなび文化課	B	指導者研修会参加者：34人 子ども会をはじめとする少年団体に対して補助金を交付し、団体活動の継続や活性化を支援した。また、丸亀市少年団体連絡協議会が実施する指導者研修会への支援を通じて、活動中の災害対応や安全管理に関する知識の向上を図るなど、少年団体活動を担う指導者の資質向上に努めた。	少年団体においては、少子化やライフスタイルの変化に伴い、会員数や指導者数の減少が課題となっている。また、活動内容の固定化や担い手不足も見られることから、団体の実情に応じた支援を行うとともに、指導者研修会の充実を図り、持続可能な活動体制につなげていく必要がある。
19	市民主体の文化芸術活動団体への支援		○多様な文化活動の中で、異年齢交流や地域とのつながりを持つ機会を提供している文化協会や、音楽を通じた仲間づくりや感受性豊かな人間づくりの場となる少年少女合唱団など、市民主体の文化芸術活動団体を支援します。	まなび文化課	C	ワークショップ：4日（194人参加） 展示：42日（6,368人参加） 公演：3日（1,290人参加） 文化協会では、こどもを中心に参加できるワークショップを幅広く実施するとともに、小学生を対象とした展示イベントを開催した。また、文化協会所属団体による公演を通じて、少年少女合唱団の発表機会を確保したほか、将来にわたるこどもたちの文化活動の受け皿となる文化芸術団体への支援を行うことで、文化芸術に親しむ機会の充実を図った。	より主体的に市民が事業に参加できるよう、周知方法や事業内容を工夫し、参加者の裾野の拡大を図る必要がある。

令和7年度 子ども・子育て支援施策（こどものひかり計画）の状況について

(1)教育支援

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全てのこどもが質の高い教育を受けられるよう、経済的に困難を抱える家庭への負担軽減や学習支援などを行い、それぞれの夢に挑戦できるようにしていきます。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
1	ひとり親家庭自立支援（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援	No.56	と同事業		
2	子どもの学習支援事業（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援	No.60	と同事業		
3	生活保護（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援	No.59	と同事業		
4	就学奨励費支給制度（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援	No.49	と同事業		
5	丸亀市片岡給付型奨学金制度（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援	No.50	と同事業		
6	丸亀市入学金貸付制度（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援	No.51	と同事業		
7	文化芸術事業の実施		○こどもの置かれている環境や状況にかかわりなく、多様な文化芸術活動を体験できる機会をつくり、こどもたちが社会の中で様々な年代や特性の人たちとつながりを持てる場を提供します。 ○こどもの貧困を含む社会課題を当事者・関係者だけの問題とせず、自分事として関心を高め、理解を深めるきっかけを創出したり、教育機関や福祉機関等、他分野と連携し課題の共有やアプローチを行える事業を実施します。	まなび文化課	B	市民ワークショップ参加者：24人 小学校や福祉施設へのアウトリーチ参加者：757人 小学生以上を対象に広く市民参加を呼びかけ、ダンスを通じて新しい出会いとつながりを生み出すワークショップを実施した。「いろんな年代の人とあつという間にひとつになれた」等の意見が得られた。 小学校や福祉施設へアウトリーチを行い、文化芸術を通して非認知能力の向上を図る事業の有益性を他機関と共有することができた。	様々な特性や環境にあるすべての人にとって「居場所」と感じられる場となるという新市民会館の理念の実現に向け、多様な事業を展開していく。

(2)生活の安定に資するための支援

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

生活困窮の状況にある子育て世帯の安定した生活に向けて、自立に向けた相談支援や、就業しやすい環境づくりに向けた支援、こどもの居場所づくりなどを行い、こどもの貧困の負の連鎖の解消を図っていきます。

No.	推進事業名	関連計画	具体的な事業内容		進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
			事業の内容	担当課			
1	ひとり親家庭自立支援（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援 No.56 と同事業				
2	子育て支援サービス相談支援（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(2)相談支援・情報提供 No.18 と同事業				
3	養育費・親子交流の履行確保事業（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援 No.57 と同事業				
4	一時預かり事業（再掲）	19	地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業) (7)に記載				
5	利用者支援事業（こども家庭センター型）（再掲）	19 若	地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業) (1)に記載				
6	利用者支援事業（基本型）（再掲）	19 若	地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業) (1)に記載				
7	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）（再掲）	19	地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業) (2)に記載				
8	養育支援訪問事業（再掲）	19	地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業) (10)に記載				
9	子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（再掲）	19	地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業) (4)に記載				

10	子育て世帯訪問支援事業 (ホームヘルプサービス) (再掲)	19	地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業) (14)に記載
11	青い鳥教室 (再掲)	19	地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業) (9)に記載
12	放課後子供教室 (再掲)	次	次世代育成支援行動計画 基本目標2-(2)総合的な放課後児童対策 No.6 と同事業
13	つながりの場づくり支援事業 (再掲)	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援 No.52 と同事業
14	こども食堂 (再掲)	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援 No.54 と同事業
15	児童育成支援拠点事業(こども第3の居場所)(再掲)	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援 No.53 と同事業
16	自立相談支援事業 (再掲)	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援 No.61 と同事業
17	家計改善支援事業 (再掲)	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援 No.62 と同事業
18	生活保護 (再掲)	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援 No.59 と同事業

(3)保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

生活困難を抱える保護者が職を得て経済基盤を安定させていくことができるよう、個々の状況に応じた就労に向けた支援などを行い、保護者が子育てと仕事を安定的に両立できる環境づくりを図ります。

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
1	ひとり親家庭 自立支援（再 掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援		No.56	と同事業	
2	被保護者就労 支援事業（再 掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援		No.63	と同事業	
3	就労準備支援 事業（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援		No.64	と同事業	

(4)経済的支援

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

家庭での生活の基礎となる経済状況について、子どもや保護者が安心して生活を送ることができるよう、個々の世帯状況を把握した上で、各種制度による経済的支援につなぎ、子育て世帯の経済的安定を図っていきます。

No.	推進事業名	関連計画	具体的な事業内容		進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
			事業の内容	担当課			
1	ひとり親家庭等医療費助成制度（再掲）	次	次世代育成支援行動計画	基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援	No.47	と同事業	
2	子ども医療費助成制度（再掲）	次	次世代育成支援行動計画	基本目標1-(6)経済的支援	No.39	と同事業	
3	児童手当（再掲）	次	次世代育成支援行動計画	基本目標1-(6)経済的支援	No.40	と同事業	
4	児童扶養手当（再掲）	次	次世代育成支援行動計画	基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援	No.55	と同事業	
5	ひとり親家庭自立支援（再掲）	次	次世代育成支援行動計画	基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援	No.56	と同事業	
6	ハッピーファーストバースデー事業（再掲）	次	次世代育成支援行動計画	基本目標1-(6)経済的支援	No.44	と同事業	
7	多子世帯出産祝金支給事業（再掲）	次	次世代育成支援行動計画	基本目標1-(6)経済的支援	No.43	と同事業	
8	子育て応援育児用品貸出事業（再掲）	次	次世代育成支援行動計画	基本目標1-(6)経済的支援	No.45	と同事業	
9	市民福祉年金（在宅重度障害児年金）（再掲）	次	次世代育成支援行動計画	基本目標2-(8)総合的・継続的な障がい児支援	No.48	と同事業	

10	市民福祉年金 (障害児年金) (再掲)	次	次世代育成支援行動計画 基本目標2-(8)総合的・継続的な障がい児支援 No.49 と同事業
11	住宅確保給付 金の支給 (再掲)	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援 No.58 と同事業
12	生活保護 (再掲)	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援 No.59 と同事業
13	保育料の軽減 (再掲)	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援 No.48 と同事業
14	実費徴収に係 る補足給付を 行う事業 (再掲)	19	地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業) (12)に記載

令和7年度 子ども・子育て支援施策（子ども・若者計画）の状況について

(1)全てのこども・若者の健やかな育成

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

全てのこどもや若者が、社会的に自立し、活躍できるためには、安心して安全に暮らせる環境の中で、心身の健康を育み、それぞれのこどもや若者が様々な体験や学びを通じて豊かな人間性を養うことが重要です。さらに、こどもや若者が生きづらさを一人で抱え込まないように、相談窓口の充実や周知を進めるとともに、就労支援や結婚支援の拡充などを通じて生きる力を育み、社会的に自立するための力を身につける環境づくりを推進します。

①自己形成のための支援、社会への参画支援

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
1	学習機会や体験活動の充実（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標2-(7)人間性や個性を育む環境整備	No.36	と同事業		
2	児童館事業（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標2-(1)遊び場・こどもの居場所づくり	No.1	と同事業		
3	アーバンスポーツパークの活用（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標2-(7)人間性や個性を育む環境整備	No.35	と同事業		
4	次世代を担うリーダーの育成（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標2-(7)人間性や個性を育む環境整備	No.38	と同事業		
5	文化芸術鑑賞・体験の機会提供（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標2-(7)人間性や個性を育む環境整備	No.37	と同事業		

②こども・若者の健康と安心安全の確保

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
6	かめっコール （こどもや青少年の相談電話）（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標2-(3)いじめ・不登校対策 No.13 と同事業				
7	利用者支援事業（こども家庭センター型）（再掲）	19 ひ	地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業）（1)に記載				
8	利用者支援事業（基本型）（再掲）	19 ひ	地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業）（1)に記載				
9	相談支援事業		○困難を抱えるこども・若者、その家族からの様々な相談に応じ、関係機関の紹介や必要な情報の提供、助言を行います。（「若者」というくりでの、総合相談窓口はなく、困窮や障がい、ひきこもり等の相談項目に応じて相談対応しています。）	福祉課	B	相談件数：858件	引き続き、複合化・複雑化した課題を抱える世帯からの相談に対応し、ゆるやかなつながりの中で、適切な支援機関とつながることができるように支援を心がける。また、関係機関とも顔の見える関係づくりを継続し、スムーズな連携体制の強化を目指す。
						複合化・複雑化した課題を抱える世帯からの相談、またはその世帯に携わる支援機関からの相談に応じ、必要な支援機関との連携や、複数分野にまたがる支援機関間の役割調整の場を設けることができた。	
10	自立相談支援事業（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援 No.61 と同事業				

③若者の職業的自立、就労等支援

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
11	就労準備支援事業（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援 No.64 と同事業				
12	地元企業PR事業		○教育機関と地元企業が連携し、市内の中学2年生を対象に地元企業の魅力をPRし、地元企業との交流を行うことで、地元への愛着を持つ人材を育て、将来的に地元で就労する定住者の増加を図ります。	産業観光課	B	実施校：9校（9月～10月の5日間） 企業数：51社 参加生徒数：1,046名	教育機関と地元企業が連携し、市内の中学2年生を対象に地元企業の魅力をPRし、地元企業との交流を行うことで、地元への愛着を持つ人材を育て、将来的に地元で就労する定住者の増加に努める。
						教育機関と地元企業が連携し、市内の中学2年生を対象に地元企業の魅力をPRし、地元企業との交流を行うことで、地元への愛着を持つ人材を育て、将来的に地元で就労する定住者の増加に努めた。	
13	結婚を希望する方への支援		○結婚を希望する独身男女の出会いの機会・場の創出支援について「EN-MUSU かがわ（かがわ縁結び支援センター）」がサポートを行っています。	政策課 子育て支援課	B	パンフレット配付：9回 出張相談窓口：毎週1回マルタスで開催	（政策課） 県が主催するEN-MUSUかがわの取組にあわせて、市でも婚姻数の増加や少子化対策となる施策を実施し婚姻数の増加につなげる。 （子育て支援課） 令和8年4月より縁結びマッチングのオンライン登録が開始された。登録者数の増加に向けて、周知に努める。
						（政策課） 中讃地域の出張相談窓口としてマルタスで開催する際の手配についての支援や市HPでの周知を図っている。 （子育て支援課） EN-MUSUかがわ主催のセミナー・イベント等のポスターを庁舎内に掲示し、パンフレットを配布した。	
14	結婚新生活支援事業		○新生活をスタートする新婚世帯に住宅費や引越費用の一部を補助し、経済的な負担軽減を図ります。	政策課	B	申請件数：71件	補助金は経済的不安の軽減には一定の効果が見られる一方、結婚のきっかけとしての効果は限定的である。今後は、婚姻数の増加に直結する施策の検討が必要である。
						市広報、HPで周知するほか、チラシを婚姻届に挟み込むなど対象者に届くよう周知を図った。	
15	奨学金返還支援事業（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(6)経済的支援 No.46 と同事業				

(2)困難を抱えるこども・若者やその家族への支援

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

ひきこもりや不登校、若年無業者など、様々な課題を抱えるこども・若者に対する支援について、こども・若者支援に関する専門性を有する機関や団体が協力し、知恵を出し合うことで、これらの困難を抱えるこども・若者やその家族を適切にサポートしていきます。

①ひきこもりや不登校、若年無業者のこども・若者への支援

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
1	スクールカウンセラーの配置（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標2-(3)いじめ・不登校対策 No.10 と同事業				
2	スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標2-(3)いじめ・不登校対策 No.11 と同事業				
3	不登校児童・生徒に対する支援（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標2-(3)いじめ・不登校対策 No.9 と同事業				
4	課題解決型事業（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標2-(3)いじめ・不登校対策 No.14 と同事業				
5	不登校児童・生徒の家庭への支援（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標2-(3)いじめ・不登校対策 No.12 と同事業				
6	ひきこもりの方に対する支援		○アウトリーチ事業を活用しながら、潜在化している事例も含めてひきこもりの方に対する支援を行います。	福祉課	B	相談支援件数：14件	地域における早期把握の仕組みづくりや人材の確保・育成を含め、「見つけてつなぐ」機能に加え、「つながった後も支える」視点を取り入れた包括的な支援体制への深化が求められる。
						アウトリーチ相談支援事業は、「ひきこもり支援」を直接掲げるものではないものの、医療未接続や社会的孤立に着目した設計により、結果的にひきこもり状態にある人を多数含む層へ実効的にアプローチしている取組である。今後も、対象者一人ひとりの状態や背景に応じた支援を大切にしながら、丁寧に関わり続けていきたい。	

②障がい等のあるこども・若者への支援

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
7	課題解決型事業（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標2-(8)総合的・継続的な障がい児支援 No.42 と同事業				

③非行・犯罪に陥ったこども・若者への支援

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
8	市非行防止定例情報交換会（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標2-(4)有害環境対策と非行防止対策 No.21 と同事業				

④配慮が必要な子ども・若者への支援

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
9	こころといのちのネットワーク会議		○自殺の背景には様々な問題が複雑に絡み合っているため、自殺の危機的要因の解消や複雑化の防止に向けて各関係機関の取組を共有し、連携の仕方を検討する会議を開催します。	健康課	B	自殺対策事務調整会議:年間1回 10課による自殺対策事務調整会議を実施し、各課の取り組みを共有し、庁内連携の必要性や具体策等について再確認した。	自殺対策事務調整会議を実施し、また必要時、庁内関連部署と連携しながら包括的な自殺対策の推進に努めていく。
10	自殺予防のための人材育成（ゲートキーパー養成）（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標3-(4)人材育成・支援 No.17 と同事業				
11	日本語指導教室（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(7)配慮が必要な家庭への支援 No.66 と同事業				
12	性同一性障害者等に対する理解促進		○性同一性障害者（性別不合）や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等、特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるため、子ども自身や、子ども・若者に関わる教職員や事業所等への情報提供を行います。 ○相談窓口を開設・周知し、一人で悩みを抱え込まない体制をつくれます。	人権課 学校教育課	B	性の多様性に関する研修会：5回 〃 意見交換会：2回 〃 相談窓口の開設 人権・同和教育主任研修会：年間2回 公開授業：年間1回 （人権課） 性の多様性に関して、当事者を講師とした研修会等を実施。また、相談窓口を開設した。 （学校教育課） 人権・同和教育主任研修会や公開授業を通しての研修、各学校の実態に合わせた講演会等を実施した。	（人権課・学校教育課） 性同一性障害者（性別不合）や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等、特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるため、子ども自身や、教職員や保護者、事業所等への情報提供を行う。

⑤子ども・若者の被害防止・保護

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
13	青少年の非行・被害防止全国強調月間による広報啓発（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標2-(4)有害環境対策と非行防止対策 No.18 と同事業				
14	補導活動（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標2-(4)有害環境対策と非行防止対策 No.19 と同事業				
15	“社会を明るくする運動”の推進（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標2-(4)有害環境対策と非行防止対策 No.22 と同事業				
16	薬物乱用防止の啓発（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標2-(4)有害環境対策と非行防止対策 No.17 と同事業				
17	要保護児童対策地域協議会（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(4)児童虐待防止対策 No.33 と同事業				
18	オレンジリボンキャンペーン（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標1-(4)児童虐待防止対策 No.34 と同事業				

(3)子ども・若者の成長のための社会環境の整備

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行 C：計画より遅れている

全ての児童・生徒が放課後を安心して過ごせるよう、安全面に配慮したまちづくりを進めるとともに、地域住民の参加による体験や交流活動の拠点を充実させます。また、子どもや若者が地域内で多様な人々と関わることで、社会性や豊かな人間性を育むための交流の機会を広げます。さらに、インターネットの利用に関しては、サービス提供者を含む全ての関係者や組織が協力し、安全で安心できる環境づくりに取り組みます。

①子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

具体的な事業内容					進捗状況 評価	上段：実績値 下段：評価の理由	令和8年度以降の課題
No.	推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課			
1	市非行防止定例情報交換会（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標2-(4)有害環境対策と非行防止対策	No.21	と同事業		
2	補導活動（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標2-(4)有害環境対策と非行防止対策	No.19	と同事業		
3	環境浄化活動（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標2-(4)有害環境対策と非行防止対策	No.15	と同事業		
4	青少年のインターネット利用に関する啓発（再掲）	次	次世代育成支援行動計画 基本目標2-(4)有害環境対策と非行防止対策	No.16	と同事業		